

## 関西広域連合委員会の結果概要について（報告）

①第31回(平成25年3月28日) ②第32回(平成25年4月25日) ③第33回(平成25年5月23日)

### 1. 3月28日 広域連合委員会

(出席者) 井戸連合長、仁坂副連合長、嘉田委員、山田委員、松井委員、平井委員、門川委員、橋下委員、竹山委員、齋藤副委員（飯泉委員代理）

#### 1 協議事項

##### (1) 大飯原発に関する新しい安全基準の適用に関する申し入れ（資料 P5）

- ・政府及び原子力規制委員会に対し、原子力発電所に関する新しい安全基準の案を早急に取りまとめ、各項目の必要性の根拠をわかりやすく示すこと、新しい安全基準の施行後、直ちに再審査（バックフィット）を実施し、大飯原発の運転の可否を判断することなどを申し入れることを決定した。

##### (2) 北陸新幹線（敦賀以西）ルート案検討について（資料 P6）

- ・北陸新幹線（敦賀以西）ルートについて、費用対効果、開業までの期間などを総合的に判断した結果、「米原ルート（乗換）案」が最も優位であると提案することなどの取組方針を決定した。
- ・なお、ルートの整備に伴い発生するコスト負担のあり方については、嘉田知事から「受益に応じた負担」を明記すべきことを主張。「地域の受益の程度などを勘案」という案にて、滋賀県が一旦持ち帰って検討した上、改めて次回の連合委員会で協議することとなった。

##### (3) ワールドマスターズ国際大会の招致について（資料 P7）

- ・開催形態などの検討を進め、8月トリノ大会の状況をみて最終判断することとなった。

##### (4) 道州制のあり方研究会について（資料 P9）

- ・3月23日に開催した研究会第1回会合について報告があった。
- ・研究会が今後取り上げる論点や具体的な政策テーマなどについて指摘があり、新川座長に伝え、調整を図ることとなった。

##### (5) 広域計画の策定について（資料 P11）

- ・これまでの取組や関西広域連合協議会有識者分科会等での意見を踏まえ作成した論点骨子案について確認した。引き続き、同有識者分科会等からの意見聴取を行うとともに、連合委員会及び連合議会には策定過程において随時報告することとした。

## (6) 広域課題対応

### ①広域交通インフラについて (資料 P17)

- ・広域インフラの基本的な考え方にに基づき、広域インフラマップ (道路) を作成したことについて報告があった。
- ・リニア中央新幹線及びその関空までの延伸について、今後、広域インフラ検討会において検討することを決定した。

### ②首都機能バックアップ構造の検討について (資料 P21)

- ・関西経済連合会及び大阪湾ベイエリア開発推進機構と連携して行った「首都中枢機能のバックアップに関する調査」結果について報告があった。

### ③特区推進の取組について (資料 P23)

- ・関西イノベーション国際戦略総合特区について、平成25年度重点事業の報告があった。

### ④中長期のエネルギー政策の検討について (資料 P25)

- ・中長期的なエネルギー政策について、平成25年中に広域連合として取組むべき当面の方向を取りまとめることについて報告があった。
- ・今夏の電力需給対策について、電力需給状況や電力確保対策等検討を行い、次回連合委員会で協議することとなった。

## 2. 4月25日 広域連合委員会

(出席者) 井戸連合長、仁坂副連合長、嘉田委員、山田委員、松井委員、平井委員、飯泉委員、門川委員、竹山委員、矢田委員、京極副委員 (橋下委員代理)

### 1 関西電力(株)からの説明

#### (1) 電気料金の値上げについて (関西電力資料1 P29)

- ・関西電力(株)八木取締役社長から、電気料金について、家庭向けで平均9.75%、企業向けで平均17.26%の値上げを平成25年5月1日から行うことについて説明があった。
- ・井戸広域連合長より、高浜発電所の審査期間が延びるなど再稼働が遅れた場合であっても、これ以上の電気料金の値上げは行わないよう努力することを要請した

#### (2) 大飯発電所3、4号機に関する新規制基準適合性確認結果について

(関西電力資料2 P30)

- ・関西電力(株)八木取締役社長から、原子力規制委員会でパブリックコメント中の新規制基準(案)の基となった骨子に沿って、大飯発電所3、4号機の適合性確認を行ったことについて説明があった。
- ・井戸広域連合長より、評価中の項目について早急に確認を行うことを要請した。

## 2 協議事項

### (1) 今夏の電力需給対策について

- ・関西電力(株)八木取締役社長から、今夏の電力需給見通しについて、想定需要2,845万kWに対して予備率3%を含めた供給力2,932万kWが確保できる見通しであるとの説明があった。(資料 P31)
- ・白井京都大学教授(電力需給等検討会議)から、関西電力の需給見通しの内容を検証した結果概ね妥当なものである旨、報告された。(資料 P35)
- ・検証結果を踏まえ、今夏の関西電力管内の企業や家庭に昨年並みの節電(平成22年夏と比べて9%削減を目安)をお願いすることを決定した。期間は、7月1日から9月30日の平日(9時から20時)。なお、具体的な節電対策については、5月の連合委員会で決定することとした。(資料 P37)

### (2) ワールドマスターズ国際大会の招致について(資料 P41)

- ・高橋近畿大学教授及び長ヶ原神戸大学准教授から、WMGの概要について説明があった。
- ・今年の7月末に開催提案書原案を提出、8月のトリノ大会を見てさらに検討を深め、招致について判断することを確認し、その旨を記載した返書をWMG協会(IMGA)あて発出することを決定した。
- ・開催計画の内容等について検討するためのプロジェクトチームを立ち上げることを決定した。

### (3) 北陸新幹線(敦賀以西)取組方針について(資料 P43)

- ・北陸新幹線(敦賀以西)ルート提案に係る取組方針について、前回留保となったルートの整備に伴い発生するコスト負担のあり方について、原案どおり決定した。
- ・なお、「米原ルート(乗換)案」では、暫定措置である米原駅での乗換が最も優位であるとの誤解が生じる恐れがあるため、(乗換)を削除することで合意した。

### (4) 特区推進の取組について(資料 P45)

- ・既存特区制度の見直しに関する動きに対し、関西からの提案が成長戦略に盛り込まれるよう、引き続き、積極的に提言、働きかけを実施することを確認した。

### (5) 道州制のあり方研究会・道州制基本法案について(資料 P47)

- ・道州制基本法案(骨子案)が今国会へ提出がなされる可能性があるとの報道を受け、4月中に「道州制基本法案(骨子案)に対する申し入れ」を発表し、5月中旬を目途に自由民主党・公明党へ申し入れを行うことを決定した。

### (6) 広域連合規約の改正について(資料 P53)

- ・議員定数の見直しについて、関西広域連合議会での協議結果を受け、関西広域連合規約の改正を行うことを決定した。
- ・議長から申し入れのあった鳥取県の議員定数減に伴う取扱いについて、新定数による議員が選出されるまでの間は、現行定数とすることを確認した。

### (7) 首都機能バックアップ構造の構築に関する取組について (資料 P55)

- ・「関西での首都機能バックアップ構造の構築に関する意見」について、意見書に添付する「首都中枢機能バックアップの想定」を一部修正のうえ、提出することを決定した。

## 3. 5月23日 広域連合委員会

(出席者) 井戸連合長、仁坂副連合長、嘉田委員、山田委員、松井委員、平井委員、飯泉委員、門川委員、矢田委員、村上副委員 (橋下委員代理)、田村副委員 (竹山委員代理)

### 1 発電用軽水型原子炉の新規制基準について (資料 P61～)

- ・原子力規制庁山本審議官から、7月に施行される原子力発電所の新規制基準について、基本的な考え方、新たに設ける基準 (シビアアクシデント対策) などについて説明を受けた。
- ・井戸連合長より、大飯原子力発電所について、新基準に適合しているか厳正に審査することや、新規制基準策定にあたり、原子力発電所立地周辺自治体に対して意見照会することなどを求めた申し入れを山本審議官に提出した。

### 2 道州制のあり方研究会との意見交換について (資料 P75～)

- ・井戸連合長より、5月10日に自民党、公明党に対し行った「道州制基本法案 (骨子案) に対する申し入れ」の結果概要について報告があった。
- ・新川座長より、これまで行った「道州制のあり方研究会」での検討経過及び今後の検討に当たってのポイント等について報告があった。
- ・また、新川座長から、本日の意見交換結果も踏まえ、さらに検討を進めるとともに、6月に中間論点整理を研究会で行いたいとの発言があった。

## 3 協議事項

### (1) 今夏の節電対策について (資料 P79～)

- ・昨年並みの節電 (平成22年夏と比べて9%削減を目安) の着実な実施に向け、家庭へは、エアコンの28度設定やこまめな消灯など、企業へは、空調、照明、OA機器における節電対策など具体策を提示し、家庭や企業に呼びかけていくこととした。

### (2) 平成26年度 国の予算編成等に対する提案について (資料 P85～)

- ・原案について最終確認の後、6月上旬に国に対し提出することを決定した。



## 大飯原発に関する新しい安全基準の適用に関する申し入れ

関西広域連合は、政府が関西電力大飯原子力発電所第3号機及び第4号機（以下「大飯原発」という。）の再稼働の意向を示し始めた昨年3月以来、原子力発電所に関する新しい安全基準の早急な作成と、それに基づく評価を行うよう求めてきた。とりわけ、「暫定的な安全判断であることを前提に、限定的なものとして」行われた政府の判断のもとに再稼働した大飯原発に関しては、新基準の早期作成とこれに基づく再審査（バックフィット）を早急に行うよう、繰り返し強く求めてきた。また、政府からは、昨年5月に開催した関西広域連合委員会において、確実にバックフィットを行う旨の説明をいただいた。

このようななか、去る3月19日、原子力規制委員会から新しい安全基準に関する基本方針が示されたが、大飯原発の再審査については、現在の稼働状態が暫定的・限定的なものであるにもかかわらず、通常の定期検査時期となる本年9月以降に行われ、基準の内容が固まる4月頃から運転を続ける条件を満たしているかどうかを把握するための確認作業を行うこととされている。

東京電力福島第一原子力発電所の事故を振り返ったとき、原子力発電所には世界最高水準の安全基準が適用されていること、並びに万が一の事故対策が十全に講じられていることを、わかりやすく国民に説明し、納得を得ることが不可欠と考える。

このことから、政府並びに原子力規制委員会におかれては、このたび示された基本方針に関し、次の事項についての確に対応されるよう求める。

- 1 新しい安全基準の案を早急にとりまとめ、当該安全基準に示された各項目の必要性の根拠をわかりやすく示すこと
- 2 新しい安全基準の内容が固まった段階で、大飯原発の確認作業を直ちに実施すること
- 3 上記確認作業について、新しい安全基準やそれに基づく判断との関係を明確に示すこと
- 4 新しい安全基準の施行後、直ちにそれに基づいて再審査（バックフィット）を実施し、大飯原発の運転の当否を判断すること。また、確認作業中であっても、基準に適合していないと考えられる状況が確認されれば、直ちに運転を停止すること

平成 25 年 3 月 28 日

### 関西広域連合

連 合 長	井 戸 敏 三	(兵庫県知事)
副連合長	仁 坂 吉 伸	(和歌山県知事)
委 員	嘉 田 由紀子	(滋賀県知事)
委 員	山 田 啓 二	(京都府知事)
委 員	松 井 一 郎	(大阪府知事)
委 員	平 井 伸 治	(鳥取県知事)
委 員	飯 泉 嘉 門	(徳島県知事)
委 員	門 川 大 作	(京都市長)
委 員	橋 下 徹	(大阪市長)
委 員	竹 山 修 身	(堺市長)
委 員	矢 田 立 郎	(神戸市長)

平成25年3月28日

関西広域連合

### 北陸新幹線（敦賀以西）ルート提案に係る取組方針

関西広域連合では、「北陸新幹線（敦賀以西）ルート提案に係る基本方針」（平成24年3月25日広域連合委員会決定）に基づき、北陸新幹線（敦賀以西）ルートについて、開業までの期間や費用対効果（時間短縮効果をはじめとする利用者便益/建設・事業コスト等）、開業による波及効果などの検討を進めてきた。

これらの結果を踏まえ、北陸新幹線（敦賀以西）ルートについて、下記のとおり取り組んでいくことに、広域連合の各構成員は同意する。

#### 記

#### 1. 北陸新幹線（敦賀以西）ルートについて検討した結果、

- ①開業による波及効果では、関西にとって湖西ルートがやや優位であるものの3ルートともほぼ同等であり
- ②小浜ルートは日本海国土軸の形成に一定程度寄与するが、
- ③費用対効果、開業までの期間などを総合的に判断すると、「米原ルート（乗換）案」が最も優位であると提案する。

（※）「米原ルート（乗換）案」とは、敦賀から米原を通り、新大阪に至るルートであって、リニア中央新幹線の大阪開業までは米原駅で東海道新幹線等により乗り換え、リニア中央新幹線開業後は乗り入れるものとする。

2. 「米原ルート（乗換）案」については、リニア中央新幹線の開業が早まれば、米原駅での乗換の不便さが軽減され、また、乗換に伴う施設整備費用等が不要となることが期待されることから、北陸新幹線（敦賀以西）の早期整備と併せ、リニア中央新幹線の東京・大阪間の早期全線同時開業についても、国やJR東海に対し求めていく。

#### 留保

3. 上記1により提案するルートの整備に伴い発生するコスト負担のあり方については、詳細な全体事業費の提示を国に求めた上で、国と地方の費用負担のあり方や地域の受益の程度などを勘案し、引き続き、関西広域連合として検討し、関西全体で解決を図る。
4. 上記1により提案するルートの整備に伴い発生する並行在来線（北陸本線、湖西線を想定）については、京阪神と一体となった交通ネットワークを形成する幹線交通として、重要な役割を果たしていることから、関西広域連合は、当該並行在来線の経営がJR西日本から分離されることは受け入れられず、分離されないよう、国やJR西日本に求めていく。
5. 上記1により提案するルートの整備に伴い発生する東海道新幹線への乗り入れ等技術的課題について、関西広域連合は、国やJR西日本、JR東海等が積極的な対応を図るよう求めていく。
6. なお、日本海国土軸の重要性について十分議論していく必要があり、今後、小浜ルートについては、山陰新幹線をはじめとする高速鉄道網等の整備検討の中で議論されることを期待する。

# ワールドマスターズ国際大会<WMG>の招致について（検討）

平成 25 年 3 月  
本部事務局

## 1 基本的な考え方（案）

各府県市からは、開催内容や負担についての検討が必要等の留保つきながら、招致自体は賛同の声が大勢。ただし具体化していないことから一部、慎重論もあり。

→ 招致についての検討調整を進めることとし、8月トリノ大会の状況をみて最終判断

（検討調整を進めるとした場合）

## 2 連合としての対応（案）

（1）IMGAに対する返書 →成案として調整のうえ、5月までに発出想定  
[骨子案]

広域連合（及び構成団体）として、

- ・ WMGの関西への招致について検討を進めている。
- ・ トリノ大会を見てさらに検討を深めた上で、招致について最終判断する。

（2）当面の検討体制 →速やかに立ちあげ

競技種目、開催会場や財政計画等につき検討、関係団体と調整

- ・ 広域連合（構成7府県4市）や連携3県

各府県市スポーツ担当課(教委等)

広域観光振興局、各府県市の観光担当課

本部事務局

- ・ 経済団体、SC関西（「WMGを関西に誘致する会」）事務局など

} 検討PTの  
メンバーは調整

[当面のスケジュール]

4月 IMGAへの返書調整

検討PT立ち上げ、開催計画の想定検討、関係機関との調整

5月 IMGAへ返書

6月 検討状況の協議①

(7月 IMGAの求める開催計画書の提出期限)

8月 (検討調整が進めば) トリノ大会[8/2~11]を訪問

～ トリノ大会を踏まえた検討状況の協議② ～

～ 最終判断

○IMGAからの文書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙1

2012年10月10日  
(スイス・ローザンヌ日付)

関西広域連合長  
兵庫県知事  
井戸敏三 様

ワールドマスターズゲーム (World Masters Games) は、過去 25 年にわたり 4 年ごとに開催されてきた大会です。大会規模と出場者数は増大しており、オーストラリア・シドニー市で開催された 2009 年大会には約 3 万人の選手が参加しました。次の 2013 年大会はオリンピック都市でもあるトリノ市で開催される計画であり、次の 2017 年大会は、ニュージーランドのオークランド市で開催されることが最近決定しました。

多数の会場で行われる 30 競技への出場者規模に対応できるだけの時宜を得た綿密な計画が最重要となるため、国際マスターズゲームズ協会 (International Masters Games Association: IMGA) は、このような大型のスポーツ大会を成功裏に開催するために適切な収容能力を有した開催都市を選定しています。これらの開催都市とのパートナーシップによって質の高い大会を提供してきた能力は、国際オリンピック委員会 (International Olympic Committee)、ならびに、国際パラリンピック委員会 (International paralympic Committee) から十分な認識を受けており、本協会が誇るべき名誉となっています。

大阪、京都、神戸、の各都市は、文化とスポーツの背景に富み、日本で発展しているマスターズスポーツのムーブメントと相まって、ワールドマスターズゲームズを共同開催する能力があると信じております。

国際マスターズゲームズ協会は、マスターズスポーツのムーブメントの強化と拡大をミッションとしています。このミッションを成し遂げるステップは、アジアにおいて本大会の開催を実現することであり、前述した理由だけでなく、人口高齢化の中で健康的なライフスタイルやウェルビーイング (Wellbeing) に対する関心度が高まっている意味からも、日本こそが本大会の理想的な開催地であると考えています。このような理由により、国際マスターズゲームズ協会の理事会においては、本協会が定めた基準に合致した大会開催提案書が、もし 2013 年 7 月までに貴市から提出された場合には、2021 年大会の開催を日本に指定することで決定いたしました。

また、本大会の開催は、既に行われているヨーロッパ大会や、これから開催予定である北南米アメリカ大会のように、アジアマスターズ大会 (Asian Masters Games) のような地域大会を創設していくためにも有効です。このような除幕的な発足イベントは、ワールドマスターズゲームに繋がるウォーミングアップ大会として、2016 年あるいは 2018 年に開催することが可能だと思われます。

以上のことに皆様に関心を示して頂き、本提案のさらなる具体的な競技を進めるために、美しい日本を訪れることができればこの上ない喜びと光栄に存じます。

将来に向けてのパートナーシップを祈願して

国際マスターズゲームズ協会会長  
Kai Holm (カイ・ホルム)

## 道州制のあり方研究会第1回会合の概要について

- 1 開催日時：平成25年3月23日（土）10:00～12:00
- 2 場 所：関西広域連合本部事務局大会議室
- 3 出席者：新川座長、山下副座長、村上委員（欠席：北村委員）  
[ゲスト] 中村・滋賀大学環境総合研究センター特任教授
- 4 議 事：(1) 検討の方向性およびスケジュールについて  
(2) 具体的な政策分野（河川管理）を通じた論点について

### 第1回会合のポイント

- 単に国の権限を地方（道州）に移すという権限移譲の話だけを議論するのでは意味がない。
- 河川管理では既存の制度を大きく変えて、流域単位で水循環をトータルに捉える包括的な仕組みが必要になっている。加えて、ローカルレベルの経験や工夫を活かした分権の仕組みをつくっていく必要がある。
- 広域行政体は自ら抱え込んで権限執行するのではなく、様々な主体をファシリテート（調整）する働きが求められる。「水循環基本法案」や同法における「水循環基本計画」は参考となる事例。

### 主な発言内容

#### ■中村ゲスト（滋賀大学環境総合研究センター特任教授）

- 滋賀県の琵琶湖淀川の流域管理に関する検討委員会（委員長：中村教授）の提言「琵琶湖淀川流域のこれからの流域管理に向けて（別紙概要参照）」を紹介
- 淀川水系流域委員会は「（新河川法の下で）河川流域管理には従来とは異なる新たな観点が必要」という趣旨で国交省自身が設立した。議論が治水におけるダムや堤防の有効性の問題に集中した印象を与えたのは問題だが、河川法の限界（河川の中だけで治水を考えることの限界）を含めた幅広い議論が行われたことは評価できる。
- 権限や財源の移譲を受けた道州には大きな責任が伴う。基礎自治体もそれなりの覚悟をしなければならない。
- 現在滋賀県なども流域治水の取組を始めているが、治水と環境、ハードとソフトの組み合わせをどうしていくかなど抜本的な制度の改革が必要。この取組は一気に進まず試行錯誤が伴う。改革の効果を検証・評価し、地域で共有する仕組みが必要。
- 住民レベルで様々な取組がなされているが制度が追いついていない。若い世代も含めて河川のあり方にフラストレーション顕れているのではないか。
- 県はメンタリティとして、国への依存を前提に議論してきた感がある。「府県の見解に相違がある時どう対応するか」との問題意識では展望は開けない。地方も相当果敢に臨んでいく姿勢が求められる。
- （超党派議員連合が省庁間調整などを経て上程を目指している）水循環基本法案の最終案は、本日の資料に提示されている2009年の原案に比べて後退した感があるものだが、（流域ごとに作成し5年ごとに見直すべきとした）水循環基本計画の策定を求める考え方は残った。計画の進捗状況に応じて個別事業の調整やその評価が必要となり、場合によっては基本計画の改訂もなされるという仕組みの考え方は今後参考になる

- 地域住民は長い歴史の中で経験を積んでいる。それをどう計画や事業実施に活かすのが重要。

#### ■新川座長（同志社大学大学院教授）

- 府県を越える政策に係るガバナンスをどう支えていくか。従来の国・府県・市町村の縦割り・横割りの行政にガバナンスを働かせる仕組みにどう変えていくか。
- 今は河川に関わる業務を指定区間の内外や水位調整、環境など業務分野を合理的に切り分けて対応しているが問題が吹き出しているという状況。もう一度政策をトータルに考え、どう統合を進めていくかを考える必要。
- （中村先生が主張するように）現状を大きく変えることが難しい場合、実験をやりつつ部分的イノベーションを行い、有効であれば実行に移していく観点もある。
- 多くのアイデアや知識が蓄積されている市民レベルから水や環境を変える大きな力になっていかないといけない。
- 単純に道州や広域連合で流域管理をすればいいという話でもない。分権型の仕組みをつくっていくときにツールとして「計画」が働くかどうか。ローカルとの関わりの中でつくられるガバナンス、体制づくり、調整する仕組みをどう考えていくか。
- 今日は個別政策から議論に入った。制度の話はもう少し先にしてはどうか。

#### ■山下副座長（関西学院大学教授）

- 国の権限を移譲すればいいだけではない。既成の河川管理を変化させ、環境生態系の観点を利水・治水に盛り込むなどレベルの高い包括的な政策を考える必要。
- 誰が責任を持って担うのか、意思決定をどういう形で取り組むか。国・府県・市町村のそれぞれの縦割りが邪魔になっており、横串を指さないと。また行政だけではなく、住民・NPO・市民グループなど関係者が多様化しているなか、どう協働・参画させるのか。
- 広域的な単位は、国や府県のように自分の仕事と言って全部とるのではなく、ファシリテーターとして関係する行政主体間を調整し、各主体の施策を整合させるというイメージではないか。
- 水循環基本法案の水循環基本計画が今後の議論の手がかりになるのは同感。ただ制度論からいえば、その計画をどの主体でどういう手続きでつくるのか。一足飛びにはできないから少しずつ良くなればとの思いもある。一方で危機管理的な対応をどうするか。現在の1級河川、2級河川の区別も合理的なのか等も含め、今の権限自体も見直していく必要。また財源負担の主体間の整合の問題もある。
- 基本計画をつくり、PDCAサイクルで廻すのはいいが、重要なのは上からの計画づくりはダメ。計画づくりのプロセスでガバナンスが試される。
- （道州制など新たな広域行政体の導入には）大きな政策転換を伴わなければならないと思っているが、それを考えるためのきっかけや道具がいる。水循環基本法案やその流域管理の概念は、既存の政策とは違う大きなレベルの政策を盛り込める道具建てとなりうる。こういう観点から議論して、広域行政の主体についてはもう少し先の議論でいいのではないか。

#### ■村上委員（大阪学院大学教授）

- 神奈川県事例として、県民税の超過課税を財源に、県外の上流域にも水源保全などの対策を打とうとしている。コストの問題になると関係者はシビアになるので相当困難な調整ごとに発展してしまう。ガバナンスについて、実際に問題が起こった時に強い権限や主導権を持つところがないと調整できないのではとの懸念もある。

## 次期広域計画の策定について

本 部 事 務 局  
平成25年3月28日

### 1. これまでの取組

- 平成24年度は、「関西広域連合協議会有識者分科会」において、広域連合の中長期的な戦略、新たな広域的行政課題など、次期広域計画の策定に向けた本格的な議論のための意見を聴取。
  - 平成24年11月 9日 第1回有識者分科会
  - 平成24年12月12日 第2回有識者分科会
  - 平成25年 2月13日 第3回有識者分科会
- このほか、連合議会、関西広域連合協議会の全体会議、分野別分科会においても、次期広域計画に係る意見を聴取。
- 別紙のとおり論点骨子案を作成。

### 2. 今後の取組

- 平成25年度は、広域連合内で設置している「参与会議」、「事務担当者会議（必要に応じてワーキンググループを設置）」、「分野事務局等会議」において、次期広域計画を策定。
- 策定にあたっては、以下のとおり意見聴取を行うとともに、連合委員会及び連合議会には策定過程において随時報告。
  - ・「関西広域連合協議会有識者分科会」からの意見聴取
  - ・構成府県内市町村との意見交換
  - ・パブリックコメントの実施
  - ・構成府縣市議会への報告

### 3. 今後のスケジュール

- 平成25年 9月 中間案を作成
- 平成26年 1月 最終案を作成
- 3月 成案を連合議会へ上程

## 次期広域計画策定に係る論点骨子案

本部事務局  
平成25年3月28日

## I 既存7分野事務

## (1) 設立案に拡充と記載されている事務

- 自然災害以外の緊急事態を含む大規模な総合防災訓練の実施 ⇒ (広域防災局で検討)
- 「感染症のまん延」など自然災害以外の緊急事態を想定した広域応援訓練の実施の検討。
  
- 府県消防学校(政令市も含む)の一体的な運営 ⇒ (広域防災局で検討)
- 府県消防学校の合同実施できる教育課程(カリキュラム)の検討。
  
- 「関西地域限定通訳案内士(仮称)」の試験実施、登録等 ⇒ (広域観光・文化振興局で検討)
- 国の法改正等の動向を踏まえるため当面見送りとしているが、次期広域計画の策定の中でどのように記載するか検討。
  
- 公設試験研究機関の一体的な運営 ⇒ (関係分野局で検討)
- 工業系の研究機関だけでなく、農林水産や環境などの分野でも、それぞれの研究機関が地域で果たしている役割も踏まえながら、関西が一体となって連携して取り組むべきか検討。
  
- カワウ以外の野生鳥獣に関する保護管理の取組 ⇒ (広域環境保全局で検討)
- カワウ以外のサル、シカ、イノシシなどの野生鳥獣対策の検討。
  
- 廃棄物対策の広域化 ⇒ (広域環境保全局で検討)
- 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用に関する広域的な取組など、関西における資源循環型社会の構築に向けた取組の検討。
  
- 資格試験・免許等の処理する事務範囲の拡大 ⇒ (本部事務局で検討)
- 各種試験の統一的な実施など処理する事務の範囲の段階的な拡充の検討。

## (2) その他既存の分野事務の拡充

- 文化振興の取組強化 ⇒ (広域観光・文化振興局で検討)
- 次期広域計画で文化振興の位置付けを明確することを検討。
- 平成25年度に文化振興の指針づくりに取り組み、関西文化の魅力を内外に発信することを検討。
  
- 農林水産業振興の林業振興への取組拡大 ⇒ (農林水産部で検討)
- 平成25年度、農林水産業振興ビジョン策定の中で、農業だけでなく林業も含んだ広域的な方策(戦略)を検討。



### (3) 分野横断事務

●関西ブランド ⇒ (本部事務局で検討)

○魅力ある「関西」のイメージづくりの根底となるコア・コンセプトを検討。

○分野横断的なコンセプトの下で各分野が事業を進めていく仕組み(キャッチフレーズ、憲章、個別各分野で策定する際のガイドラインなど)を検討。

○広域連合の効果的な情報発信(広報・コミュニケーション活動)の実施方法を検討。

○将来的な取組として広域的・長期的な視点でブランド戦略を立てて、関西の情報を戦略的、一元的に発信していく仕組みが必要(ex 関西ブランドコミッティのようなセンター機能の設置など)。

●海外事務所等の一体的な運営・連携 ⇒ (本部事務局で検討)

○現在、各府県市が持っている海外の出先機関、海外事務所等に関西の企業が共通して利用できるように連携しているが、今後、利用者の状況により、海外事務所等のさらなる連携、又は組織的な統合などを行い、一体的な運営に取り組むことを検討。

## II 既存7分野以外の新たな事務

### (1) 設立案又は現行広域計画に「今後拡充を検討する事務」と記載されている事務

●行政委員会事務の共同実施 ⇒ (本部事務局で検討)

○処理事案が広域である都道府県の行政委員会事務(人事委員会、労働委員会、監査事務局等)を広域連合で共同実施するか検討。

●交通・物流基盤整備 ⇒ (広域インフラ検討会企画部会で検討)

○港湾の一体的な管理運営、国道及び河川の一体的な計画、整備及び管理。

○国出先機関の事務権限の移譲にかかわらず、さらなる広域連合で取り組むことができる具体的施策(関西における港湾の在り方、関西版ポートオーソリティ構想など)を検討。

○次期広域計画で現在の7分野事務に続く新たな事務として位置づけるべきか検討。

○関西の官民が連携し、関西のインフラの方向性を戦略的に考える委員会を連合内に設置するべきではないか。

### (2) その他の新たな事務

#### ①広域調整課題として取り組んでいる事務

●エネルギー政策 ⇒ (エネルギー検討会で検討)

○節電効果の検証等、中長期のエネルギー政策の検討にあたっての基礎データ整理に係る調査を実施。今後は、調査検証結果や平成25年度に開催する有識者会議の意見を踏まえ、関西全体の中長期的なエネルギー政策を検討。

○次期広域計画で現在の7分野事務に続く新たな事務として位置づけるべきか検討。

●広域インフラ(再掲)

●関西イノベーション国際戦略総合特区 ⇒ (特区推進室で検討)

○関西の広域課題として特区の一層の推進を図るため、官民の協議会事務局体制の一体化とともに、特区推進室の体制強化を実施。今後、一体化した事務局のもとで、特区事業の一層の推進に取り組む。また、特区効果の連合域内への波及促進のため、広域産業振興局と連携し、特区効果波及事業の実施等を進めるとともに、地域活性化総合特区との連携方策も検討。

●首都機能バックアップ ⇒ (本部事務局で検討)

○平成25年度は、関西の優位性や具体的な施設・設備等やこれを生かしたシミュレーションなどの調査を実施し、この結果を踏まえ、官民連携により国へ提案。今後、国における検討状況を注視しながら、関西での首都機能バックアップ構造の構築をすべく、官民連携により、課題解決に向けた取組を更に検討。

②現在、未着手の事務

●高度人材育成 ⇒ (広域連合内の事務担当者会議で検討)

○既存の分野事務ごとで人材育成に取り組んでいるが、新しく産業界や大学などの教育機関と連携し、関西圏域に関する共同カリキュラムの開発、集中講座、学生・教員の流動化などに取り組み、世界に通用する人材を育成するとともに、これらの人材が関西にとどまるような魅力的な基盤・環境整備(企業・大学・研究機関での人材活用、これらの人材が活躍できるクラスターの形成など)に取り組むなど、優秀な人材の確保を主眼とした取組を検討するべきか。

●雇用政策 ⇒ (広域連合内の事務担当者会議で検討)

○労働市場への広域的対応を図るため、訓練とチャンスを与えるような雇用政策(無料職業紹介と職業訓練の一体的取組など)に取り組むべきか。

○女性の雇用については、価値観の転換、社会システムの転換が必要であることから、女性の社会進出を促進させるような政策(子育て支援制度や女性の雇用率・幹部登用率が高い企業を関西広域連合で認定など)に取り組むべきか。

●統計・情報分析 ⇒ (広域連合内の事務担当者会議で検討)

○各府県が持つ工業統計などの統計業務を広域連合に集約するとともに、官民が一体となり、世界中の情報や知識を集め、分析するなど、連合の方向性や各分野に関する政策立案・政策提言を行うシンクタンク機能を整備すべきではないか。

●地域振興 ⇒ (広域連合内の事務担当者会議で検討)

○シオパークのように、地域に特化しているものの、広域ネットワーク課題として取り組む方が効果的な地域振興の例が他にもあるのではないか。

○成功した地域振興のモデル事業を、関西全体に広げていくというスキームを広域連合が構築し、関西全体の地域振興につなげる取り組みをするべきではないか。

○関西圏域の多くの地方都市や郡部の振興のための地域振興や都市との交流を活性化させていくべきではないか。

○周辺地域は縮退(農山村)地域を抱えている。それを連合がどう対処していくのか。大都市圏の経済活性化だけではない。都市と周辺地域双方にメリットがあるから連合が支持される。今後の事務を考えたとき、従来の市町村の仕事である福祉や保健も考えていくべきではないか。

●消費者行政 ⇒ (広域連合内の事務担当者会議で検討)

○消費者相談は市民に近い府県や市で行うべきだが、研修、情報共有などは広域で対応していくことが大事ではないか。

### Ⅲ 官民連携

(1) 官と民の知識・情報を共有し、広域的に検討する組織を設置するべきではないか。

⇒ (本部事務局で検討)

○関西の官民が連携することで、官民が有する情報を共有し、関西の将来像を目指した連合の施策を戦略的に考える組織を連合内に設置するべきではないか。

○関西イノベーション国際戦略総合特区のように、例えばポートオーソリティや関西ブランドコミニティのような取組も官民連携組織を設置するべきではないか。

### Ⅳ 計画の推進 (広域連合のガバナンス)

(1) 広域連合委員会、広域連合議会、広域連合協議会の機能強化を図るべきではないか。

⇒ (本部事務局で検討)

○広域連合委員会は合議的な機関であるが、執行各部にそれぞれの権限が分割されていることから、縦割りになっているため、部門間の調整や連携に問題を残しているのではないか。

○広域連合協議会は、ガバナンスの側面から重要な政策決定過程のポイントであるが、連合協議会のあり方や権能を広域連合のガバナンスにうまく働かせる方法を検討するべきではないか。

○広域連合が成熟していけば、広域連合議会の役割も重くなる。広域連合議会が独自に政策形成を考えていくなど議会の役割を考えていくべきではないか。

(2) 構成府県市町村及び住民に対して、広域連合のメリットなどどのような効果的な情報発信を行うべきか。 ⇒ (本部事務局で検討)

○府県民に最も近い基礎自治体である市町村との信頼関係の構築は重要であることから、市町村と十分に意見交換するため、定例的な意見交換会を開催。(平成 25 年度から実施)

○関西広域連合も地方公共団体であり、域内の住民にこれまでの成果を示し、メリットを実感していただけるよう「見える化」を検討。

### Ⅴ 基本方向及び将来像 ⇒ (本部事務局で検討)

○20年から30年スパンで、中長期的な関西の姿をイメージし、ビジョンをもち、バックキャストで、次の3箇年を考えるべきではないか。また、20年、50年先の関西のあるべき姿を可視化し、重点化するべき分野と施策を考えるべきではないか。

○関西を新たな価値を創造する圏域にするため、考え方を徹底的に見直し、グレートリセットすることが必要。

○アジア各国では、上海を含む長江デルタや、香港や広州を含む珠江デルタのようなメガリージョンが、ここ数年、あいついで誕生している。関西が世界と競争することを考えるとき、世界の中でどのようなメガリージョンを創造するのかという視点が必要。

○この3年間で「アジアのハブ機能を担う新首都」との方向に関しては充実が感じられるが、「個性や強みを活かす地域全体が発展する」に関しては取組が弱いのではないか。



## 広域インフラ検討会の取組について

広域インフラ検討会  
平成 25 年 3 月 28 日

### 1 これまでの取組

(1) 平成 23 年 7 月に広域インフラ検討会を設置し、企画部会及び北陸新幹線検討部会を置いて、広域交通インフラや北陸新幹線（敦賀以西）ルート等について検討。

#### ① 関西の広域交通インフラの基本的な考え方について

関西における広域交通インフラ整備について検討を進めるための理念として「広域交通インフラの基本的な考え方」を整理し、これに基づく地図を作成。（現時点でのとりまとめは別添資料のとおり）

#### ② 北陸新幹線（敦賀以西）ルート提案について

「北陸新幹線（敦賀以西）ルート提案に係る基本方針」（平成 24 年 3 月 25 日広域連合委員会決定）に基づき、北陸新幹線（敦賀以西ルート）について、開業までの期間や費用対効果、開業による波及効果などの検討を進めてきた。これらの調査検討結果を主要な判断基準とし、ルート提案に向けて協議。

#### ③ 関西の主要港湾の連携等のあり方について

関西全体の発展のために、阪神港や日本海側拠点港をはじめとして港湾の利活用を図る必要があり、大阪湾港、日本海側拠点港の各部会の進め方等について検討。

(2) 広域交通物流基盤整備勉強会（関西経済連合会主催）と連携し、以下の事案について意見交換。

- ・ 関西経済連合会の提案する関西版ポートオーソリティ構想について（提案の内容、海外の事例等）
- ・ 関西における港湾の現状と課題について（阪神港、日本海側拠点港等の現状、課題、ユーザーの視点など）

### 2 今後の取組の方向性

(1) 広域インフラ検討会の事務局体制を明確化し、各部会において役割分担しながら、広域連合として取り組むべき課題について検討していく。

（例：総合交通体系、北陸新幹線・リニア中央新幹線、一体的な港湾管理、ポートオーソリティ構想など）

(2) 次期広域計画策定の中で、広域インフラ検討をどう進めるか、企画部会において検討していく。

## 関西広域連合 広域交通インフラの基本的な考え方

### ○はじめに

広域交通インフラは、関西圏のもつ、優れた歴史・文化や人・モノ・情報といったポテンシャルを十分に発揮させ、関西圏域内はもとより、アジアや他の圏域との交流を活発にする基盤であり、双眼型・多極型の国土構築に必要な社会基盤でもある。

そのため、関西広域連合として、現状の課題や7分野の広域計画等（防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全、資格試験・免許等、職員研修）を踏まえ、アジアの国際物流圏・次世代産業圏を担う広域関西を実現するために、必要なインフラのあり方や基本的な考え方を整理し、共通認識を持つことが必要である。

### ○基本的な考え方の骨子

#### 1 関西大都市圏の実現

- (1) 関西大環状道路と放射状道路及び鉄道網等の形成により、関西都市圏を拡充
- (2) 関西3時間圏域の実現
  - ・空の玄関（関西国際空港）から、3時間以内でアクセス可能なインフラ
  - ・陸の玄関（新大阪）から、3時間以内でアクセス可能なインフラ
  - ・海の玄関（阪神港、舞鶴港、境港、姫路港等）から3時間以内でアクセス可能なインフラ

#### 2 地域を総合的に活用できる最低限のインフラ

- (1) 人が地域で安心して暮らすためのナショナルミニマムとして（医療・教育機会の平等と同様に）
- (2) 経済活動の基本的なチャンスの保障
  - ・企業立地におけるチャンスの平等
  - ・ポテンシャルを活かした観光や農林水産業の発展
  - ・高速道路渋滞区間、ミッシングリンクの解消による本来機能の発揮

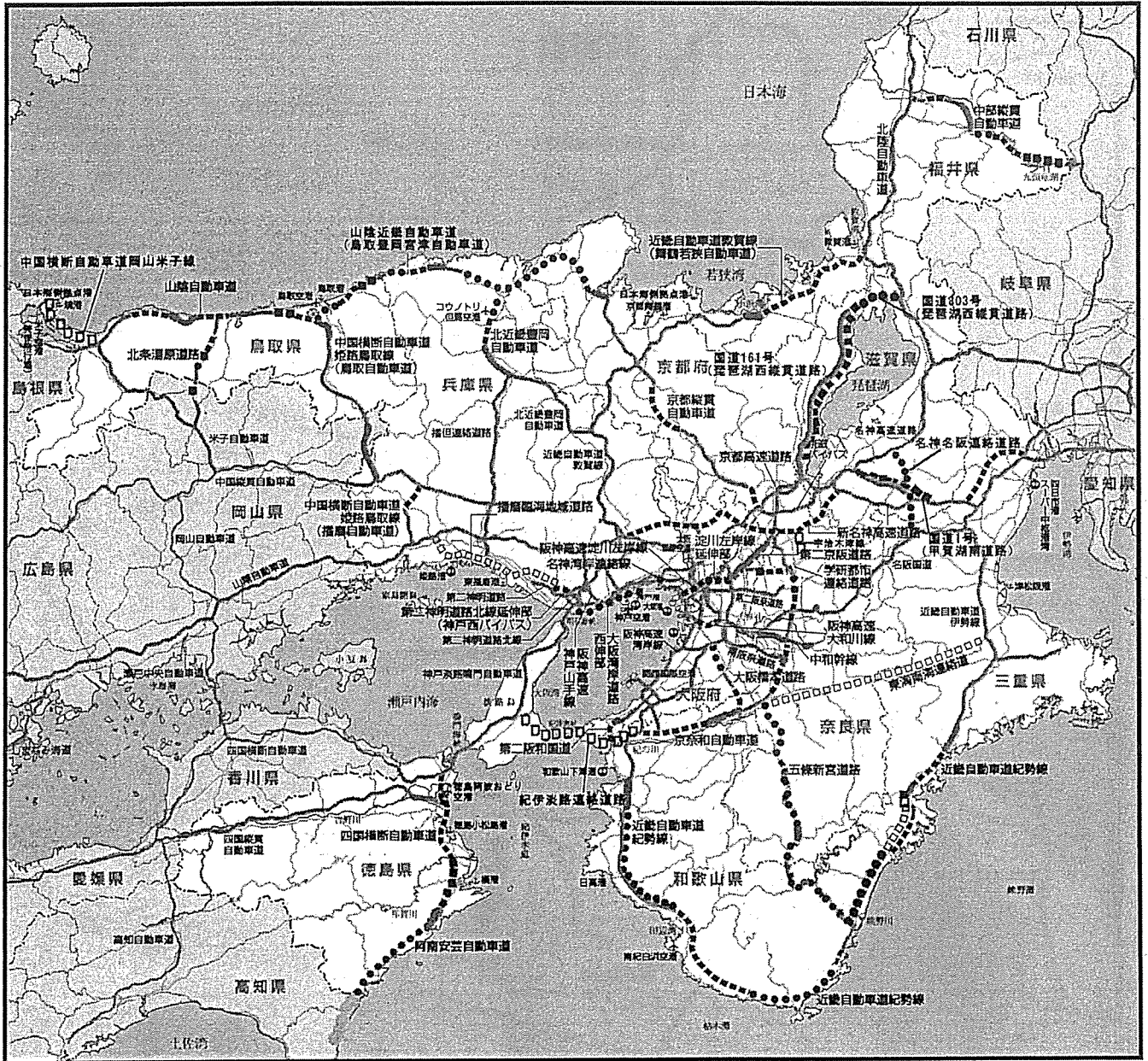
#### 3 大規模地震など自然災害等への備え

- ・大規模地震や風水害時の緊急輸送道路の確保
- ・リダンダンシーの確保

関西広域連合広域インフラ検討会 広域インフラマップ(案)



平成25年3月作成

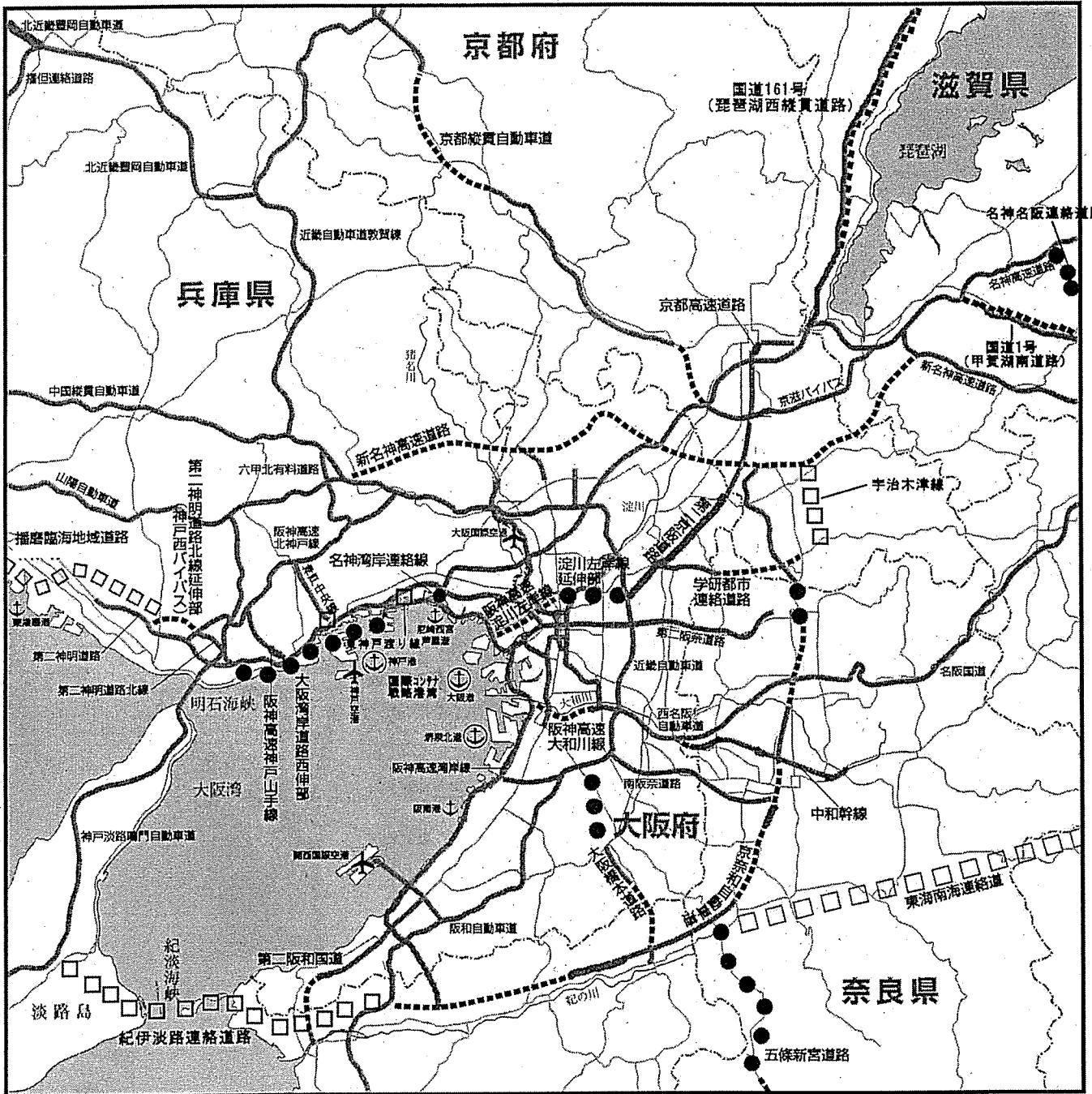


凡例

● 幹線道路	○ 国道等
—— 供用中	—— 港湾
----- 事業中	○ 国際戦略港湾
..... 計画済	○ 国際拠点港湾
----- 構想中	○ 重要港湾
	↓

関西広域連合広域インフラ検討会 広域インフラマップ(案)

平成25年3月作成



■凡例

●幹線道路	供用中	——
	事業中	——
	計画中	●●●●
	構想中	□□□□
●国道等	——	
●港湾		
●国際拠点港湾		⊕
●重要港湾		⊕



関西の首都機能バックアップ構造構築に向けた取組について

1 今年度の取組

- ・経済界（関経連、3商工会議所）とともに国に対する要請活動を実施（H24.6月、H25.2月）
- ・関西経済連合会及び大阪湾ベイエリア開発推進機構と連携して、「首都中枢機能のバックアップに関する調査」を実施

【役割分担】

機能による役割分担	関西広域連合	関西経済連合会・大阪湾ベイエリア開発推進機構	
	政治・行政中枢機能 (国会・中央省庁等)	経済中枢機能 (金融・本社機能等)	交通・物流・情報インフラ等
東日本大震災の状況	・東日本大震災における事例調査		
中枢機能のBCP策定状況及びポテンシャル調査	・主要機関におけるBCPの点検 ・要員の検討 ・施設・設備の調査	・企業活動におけるバックアップ体制の現状把握 ・バックアップ体制構築の条件・課題整理	・関西におけるポテンシャル把握 (他圏域、都市との比較)
とりまとめ	・シミュレーションの実施 ・関西の優位性及び課題の整理		



【調査結果の主なポイント】

- ・行政中枢機能のバックアップの規模は数万人規模と試算され、関西は他圏域と比較し、収容人数千人以上の会議場を有する施設や会議室を10室以上有する施設が多く、災害対策本部等を受け入れる基盤が充実。
- ・東日本大震災では、企業や大使館の他地域への移動が見られたが、宿泊・居住機能のストックが厚い関西では、その受け皿機能が高い。
- ・被災直後は、金融システムの継続等の海外への情報発信が重要。NHK大阪放送局や日銀大阪支店によるバックアップ体制が整っていると同時に、海外の公的機関・外資系企業が集積する関西では、国際社会への迅速な情報発信が可能。
- ・バックアップ先を具体的に検討している企業の約7割が関西を候補地にあげていることから、民間企業と連携した復旧・復興事業の実施が可能。



調査結果を踏まえ、今後、関西経済界とも連名で国に対し意見書を提出していく。

2 平成25年度の取組

平成24年度実施した調査結果の検証や深掘りも含め、必要に応じて継続調査等を行うとともに、災害発生時のシミュレーションを具体化するためのマニュアルやシナリオ等の手法を調査・検討する。

# 首都中枢機能のバックアップに関する調査(概要)

## 調査のねらい

首都中枢機能のバックアップに関する関西圏の可能性を確認するとともに、関西においてバックアップすべき業務やバックアップに資する施設・設備等に関するポテンシャルを整理し、首都中枢機能のバックアップや平時からの機能分散の必要性、バックアップ先としての関西圏の優位性と課題をとりまとめた。

さらに、以上の検討結果を踏まえ、関西発の、関西における首都中枢機能バックアップの意義、バックアップ機能設置に向けた具体的な手法等の国等への提言に向けた検討を行ったもの。

首都圏において国・企業意思決定や活動が大きく損なわれる事態を想定して検討

## 首都機能バックアップの必要性

首都中枢機能	内容
立法・行政中枢機能	○指揮系統を喪失することによる被害拡大(無政府状態) ○被災地の治安悪化、衛生環境悪化の懸念、安全保障の崩壊の懸念
ビジネス中枢機能	○わが国産業の競争力低下、廃業、国外移転の加速
金融中枢機能	○金融不安の発生、わが国経済の破綻懸念、風評被害拡大
外交窓口機能	○応援、支援の受入困難、風評被害拡大
交通・物流中枢機能	○わが国基幹航路の喪失、海外諸国からの救助隊、緊急物資の受入困難

無政府状態のもと  
被害連鎖が拡大

↓

わが国存続の危機

首都圏に集中する中枢機能のバックアップ体制を確保しておくことが国家レベルの危機管理に不可欠

## 関西におけるバックアップの優位性

- 首都圏に次ぐ厚い都市機能集積、人材・情報集積を活用可能
- 膨大なバックアップ要員の受け皿が既に整備
- 国出先機関も多く立地
- 緊急時には民間企業の意志決定機能の多くがシフト

既存のストックを活用し、  
数万人規模の業務・滞在スペースを  
確保できる圏域はわが国では関西のみ

## 関西はどのように首都中枢機能をバックアップするのか(例)

バックアップ機能	概要と活動イメージ	活用可能な資源(例)
① 応急復旧対策・復興対策の意思決定を担う拠点	○国の災害対策本部を関西で立ち上げる ・緊急災害対策本部を関西に設置 ・被災地情報の収集、全国自治体・海外への応援要請 ・応急対策、特例の公布 ・緊急時に対応する広報 ・国会の開催場所を確保 等	大阪合同庁舎第4号館(大規模地震発生時に国の現地対策本部を設置予定) 京都国際会館 大阪国際会議場 神戸国際会議場 インテックス大阪 国の出先機関 等
② 国際社会への情報発信・外交拠点	○海外への情報発信拠点を関西に設置する ・駐日外国公館の首都待避に伴い外務省機能を移設 ・駐日外国公館の業務をサポート ・海外への広報、海外からの問い合わせ対応 ・国際援助の受入 等	外務省大阪分室 NHK大阪放送局 外資系企業・駐日外国公館の集積 等
③ 産業活動の継続支援と官民協働による復興拠点	○官民協働による復興拠点を関西に設立する ・金融庁等の本省機能を逐次移設 ・金融機能の確保と金融市場の安定化 ・民間企業本社との連絡・調整 等	日本銀行大阪支店 東京本社事業所の集積 阪神淡路大震災の経験を有する民間企業 ・NPO・住民 等
④ 被災した首都圏復興の支援拠点	○首都圏復興の支援拠点を関西に設置する ・国内外からの救命隊の受入 ・国内外からの緊急物資の受入 ・復興資材・機材、海外要人等の受入 等	堺2区基幹的広域防災拠点 関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港、阪神港 等
⑤ 産業国際競争力への影響を最小に食い止める「知の拠点・知財の砦」	○産業活動を継続し、国の競争力維持に資する体制を関西に構築する ・研究活動の継続体制構築(資機材、スペース等を提供) ・データバックアップシステムの活用	関西文化学術研究都市、(けいはんな学研都市)、神戸医療産業都市、北大阪バイオクラスター、ナレッジキャピタル(うめきた)、国立国会図書館関西館、“京”コンピュータ 等

## 今後、必要となる検討・対策等

- 政府、本省、駐日外国公館、経済・業界団体等における危機管理(バックアップ)のシナリオの明確化
- 関西内の国出先機関、自治体、関係機関の連携体制の強化と役割の明確化
- 平時からの取り組みの強化(訓練の実施、必要機能の平時からのあり方 等)
- 関西での官民連携の強化(首都機能バックアップ用の業務・滞在スペースの優先確保 等)
- 首都圏とのアクセス確保(複数手段の確保、耐震性の向上) 等

国、関西が  
協力・連携しながら  
検討をすすめていく  
必要がある

# 関西イノベーション国際戦略総合特区 平成 25 年度重点事業項目 (案)

平成 25 年 3 月 28 日  
関西イノベーション国際戦略総合特区推進室

## ■ 関西が一体として取り組むもの

項目	具体的な事業・取組み	関連する国等の動き
①規制緩和等の実現に向けた戦略的な提案と国への働きかけ強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国際戦略総合特区の制度改善や活用強化への働きかけ</li> <li>○規制緩和や制度改革等の重点的な打ち込み ・「成長戦略」への提案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国「成長戦略」平成 25 年 6 月策定予定</li> <li>・国「規制改革会議」検討項目： 再生医療の推進、医療機器の承認業務の民間開放の推進、一般健康食品の機能性表示の容認、次世代自動車等の普及を加速するためのインフラ整備</li> <li>・内閣府「健康・医療戦略室」設置</li> </ul>
②産学連携の強化 (大学等研究機関や科学技術基盤などとのネットワーク構築・関係緊密化)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関西イノベーション国際戦略総合特区連携方針の具体化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・国事業との連携 (PMDA-WEST 機能の整備、創薬支援機能の強化、治験環境整備)</li> <li>・医薬品からスマートコミュニティ/バッテリーの各プラットフォームの深化</li> </ul> </li> <li>○大学とのネットワーク強化 (産学共同プロジェクトの企画・提案など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・創薬支援機能の強化 (H24 補正・H25 厚労省：18.4 億円)</li> <li>・臨床研究中核病院等の整備 (H24 補正・H25 厚労省：64 億円)</li> <li>・再生医療の推進 (H24 補正 H25 厚労省：32 億円)</li> <li>・再生医療推進法案（仮称）議員立法；再生医療新法等）に基づく審査・承認手続きの迅速化</li> <li>・課題解決型医療機器等開発事業 (H25 経産省：30 億円)</li> <li>・産学官の研究開発促進のための大学及び研究開発法人に関する出資 (H24 補正文科省：1800 億円)</li> </ul>
③特区事業への参画拡大 (産業界・特区外の他地域からの参画拡大)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○我が国発の医療技術の海外展開支援</li> <li>○スマートコミュニティ/バッテリーの事業化促進</li> <li>○第三者認証機関等の関西での育成・強化 (バッテリー、医療機器など)</li> <li>○産学の交流促進 (うめきたナレッジキャピタルの活用など)</li> <li>○地域活性化総合特区、関西広域連合構成自治体等との連携方策の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代自動車充電インフラ整備促進事業 (H24 補正経産省：1005 億円)</li> <li>・薬事法改正法案：医療機器の登録認証機関による認証範囲の拡大</li> <li>・広域連合：特区効果の広域連合域内への波及促進 (H25 3,116 千円)</li> <li>①特区メリットの理解及び活用促進 (H25 317 千円)</li> <li>②「次世代医療システム産業化フォーラム」企業説明会（協調）</li> <li>③医療機器分野参入のための医療機器相談 (H25 2,799 千円)</li> <li>④バッテリー戦略研究センターの活用促進（協調）</li> </ul>

## 《参考》各地区で重点的に取り組むもの

地区	具体的な事業・取組み
京都市内	中枢神経系制御薬等の革新的医薬品の研究開発促進
けいはんな学研都市	旧「私のしごと館」を有効活用して機能の整備を図るオープンイノベーション拠点について、けいはんな学研都市地区での利用計画の議論とあわせて関西全体であり方を検討
北大阪（彩都等）	PMDA-WEST 機能の整備促進（薬事戦略相談、現地調査及び治験段階での相談）、治験環境の整備促進（共同 IRB の試行実施）、再生医療（心筋再生・角膜再生）の研究開発促進、ホウ素中性子捕捉療法（BNCT）の事業化促進など
大阪駅周辺（うめきた等）	大阪市がナレッジキャピタル内に「大阪イノベーションハブ」を設置し、イノベーション創出を支援する「場」と「仕組み」を構築するとともに、ベンチャーファンドの組成を推進。また、ナレッジキャピタルに進出する特区事業者により、異分野間の融合促進や最先端技術・研究シーズ等の情報の発信、健康科学分野での産学官連携の推進拠点の設置などが実施される。
夢洲・咲洲	鉄道インフラを活用した熱・電気の相互融通システム及びメガソーラーと蓄電池を活用した電力供給システムの構築。電池関連の先進的な研究開発に集中投資して、事業化を加速。
神戸医療産業都市	PMDA-WEST 機能の整備促進（薬事戦略相談）、「京」や「SACLA」等の先端基盤施設の活用による大規模シミュレーションを中心とした新しい方法論の確立（COI 事業）、次世代抗体医薬等の安定生産技術の研究開発推進、医療機器等事業化促進プラットフォームの推進、日本の医療サービス・機器等を海外展開する国際医療交流（アウトバウンド）の推進、iPS 細胞をはじめとする再生医療など最先端の研究開発の実用化に向けた規制緩和の働きかけ強化。
播磨科学公園都市	最先端科学技術基盤（SPRING-8、SACLA、ニュースパル、京、FOCUS スパコン等）を活用した革新的な環境エネルギー材料・創薬開発
関西国際空港	医薬品・医療機器等の輸出入手続きの電子化・簡素化事業の促進（薬監証明の電子化等） 再生可能エネルギー及びエネルギー利活用関連技術の海外展開の促進（大規模な水素インフラ整備実証等の実施）
阪神港	国内コンテナ貨物の集荷機能の強化のための内航フィーダー網の強化（規制緩和、インセンティブ支援等）、および港湾コスト低減のための公設民営化、港湾施設の充実・強化など

これまでの動き

1. 関西特区の概要

■ 関西が取り組む政策課題  
国際競争力向上のための  
“イノベーションプラットフォーム”の構築  
(実用化・市場づくりを目指したイノベーションを次々と創出する仕組み)

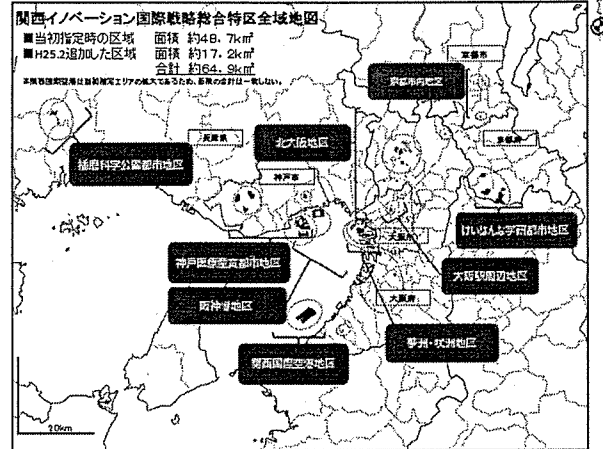
■ 重点的に取り組む6つのターゲットでイノベーションを創出  
～未来社会の市場を見据え、強みを有するターゲットに当面資源を集中！～



2. 関西特区のこれまでの経緯

と き	内 容
平成23年 9月28日	関西国際戦略総合特別区域地域協議会（地域協議会）設置（第1回委員会開催）
9月30日	「関西イノベーション国際戦略総合特区」申請
12月22日	「関西イノベーション国際戦略総合特区」指定（第一次指定） ⇒国際戦略総合特区では全国7つの地域が指定
平成24年 1月18日	国と地方の協議会設置（協議開始）
3月9日	総合特区計画第1回（1次計画）認定 ⇒税制、財政及び金融に関する14プロジェクトが認定
6月28日	国と地方の協議（規制の特例措置等）について1回目のとりまとめ
7月26日	「国際戦略総合特区制度」に関する要望（関西広域連合、地域協議会） ⇒税制上の支援措置の適用エリアの追加・拡大についての弾力的な対応等
7月27日	総合特区計画第2回（2次計画）認定 ⇒税制、財政及び金融に関する新たに15プロジェクトが認定
8月20日	グリーン専門部会を発足（第1回開催）
8月24日	ライフ専門部会を発足（第1回開催）
9月28日	総合特区計画第3回（3次計画）認定 ⇒税制支援を受ける事業者の追加（プロジェクト数は変化なし）
11月27日	総合特区計画第4回（4次計画）認定 ⇒事業者の確定、追加等による変更（プロジェクト数は変化なし）
12月19日	総合特別区域の追加申請
平成25年 2月15日	総合特別区域の追加指定
2月28日	成長戦略への位置づけによる「国際戦略総合特区制度」の活用・強化に関する要望（地域協議会） ⇒成長戦略への位置づけ、規制緩和の速やかな実現、税制上の支援措置の拡充等
3月8日	総合特区計画第5回（5次計画）申請

3. 関西特区の現在のエリア



## エネルギー検討会での検討項目（案）

平成25年3月28日  
エネルギー検討会

### 【当面の検討項目】

- ① 中長期的なエネルギー政策の考え方の検討
  - ◆ 国の動向を踏まえつつ、「関西における中長期的なエネルギー政策の考え方」をとりまとめるとともに、中長期的に望ましいエネルギー社会を実現するため、広域連合として取組むべき当面の方策を検討し、その実現を目指す。  
⇒ 8月 中間とりまとめ、12月 最終とりまとめ（予定）
- ② 関西広域連合として取り組むエネルギー施策、事業の検討
  - ◆ 省エネ型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換及び電力需要の抑制等  
⇒ 効果的な需要側の対策としてネガワットの普及策、節電行動の拡大・定着方策の検討など
  - ◆ 電力供給の安定化  
⇒ コージェネ拡大、ファンド等創設（再生可能エネルギーを含む）、新たな発電事業者の参入促進など
  - ◆ 地理的条件等を勘案した再生可能エネルギー等の普及拡大  
⇒ 屋根（遊休地）貸し制度創設、補助・融資制度による支援など
  - ◆ 公正で開かれた電力市場の実現 ⇒ 競争的な市場を支持する仕組みづくりや消費者保護の対策検討など
  - ◆ エネルギー関連技術・製品の開発等の促進 ⇒ 省エネ創エネ技術の振興策など

<有識者を交えた検討>

中長期的なエネルギー政策あり方等意見交換会での助言を踏まえながら検討

### ③ 短期的な電力需給対策の検討

- ◆ 夏の電力需給見通しの把握・検証及び当面必要となる節電対策の検討  
⇒ 4～5月 夏の需給見通しの検証結果とりまとめ・節電対策の検討、  
11月 冬の需給見通しの検証結果とりまとめ・節電対策の検討（予定）

電力需給等検討会議での検討

### 【今後の展開案】

- 関西におけるエネルギー対策を主体協働により推進するための協議会を設立、運営  
⇒ 構成案：連合構成団体、エネルギー事業者（関電、大ガス、プロパン）、消費者、経済界（商工会議所等）、NPO・市民代表、学識者など
- シンポジウム、広域セミナー、社会実験の検討など

### 【平成26年度～】

- ◆ 関西広域連合として実施するエネルギー対策の各施策・事業の遂行と中長期的なエネルギー政策の考え方の進行管理と見直しを行う。  
⇒ 関西広域連合が各府県・政令市と連携し、独自のエネルギー関連施策・事業を本格実施

## 定着した節電行動の把握と電力需要の抑制等方策の調査報告書概要

平成25年3月28日

エネルギー検討会

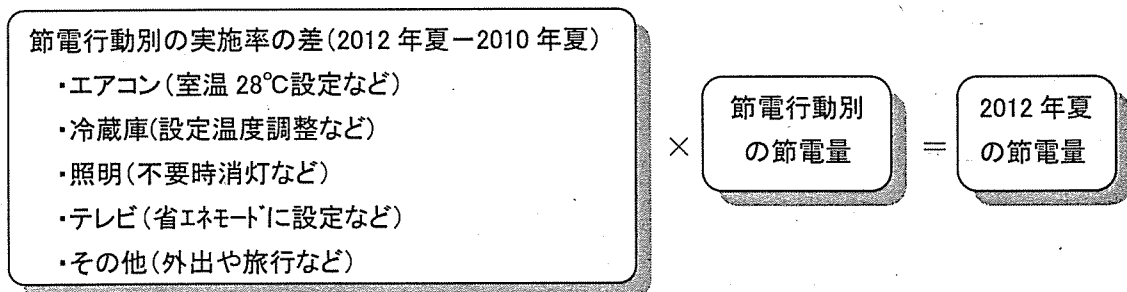
### 【調査概要】

- 本調査では、関西における2012年夏の節電行動について、家庭部門613件、業務部門237件、製造業部門273件のアンケート結果を分析することにより、節電量の推計と電力需要抑制方策の検討を行った。

### 【定着した節電量等の推計】

- アンケート結果から得られた節電行動別の実施率や今後の節電意向等を元に推計した結果、2013年夏に着実に定着していると見込まれる節電量は、185万kW、協力要請の働きかけによってさらに節電が見込まれる場合は、最大で341万kWと推計された。
- 2012年夏の節電量259万kWに、2012年夏の節電実施者のうち、2013年夏も節電を継続する意向を示している者の割合を反映させた数値185万kWが、着実に定着していると見込まれる節電量と考えられる。
- 2012年夏の節電量259万kWに、2012年夏の節電未実施者のうち、2013年夏は場合や状況によって節電を実施する意向を示している者等の割合まで反映させた数値341万kWが、今後の協力要請の働きかけによってさらに見込まれる最大の節電量と考えられる。
- 節電行動別の実施率から推計した2012年夏の節電量は259万kWであり、関西電力(株)公表値である2012年夏の節電量300万kW(景気影響等を含む)とほぼ同じであることから、概ね確からしい数値と考えられる。

### 推計方法 (家庭部門の場合)

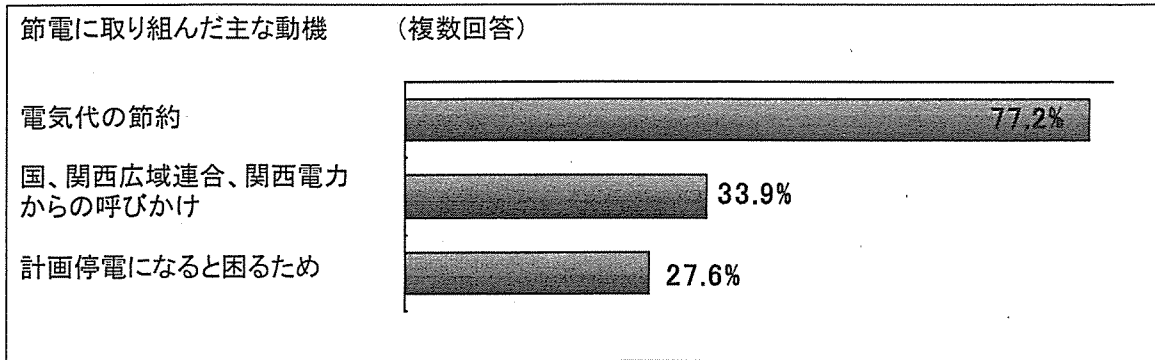


### 推計結果

	着実に定着していると見込まれる節電量	協力要請の働きかけによってさらに見込まれる節電量	小計
家庭部門	31万kW	33万kW	64万kW
業務部門	74万kW	57万kW	131万kW
製造業部門	80万kW	66万kW	146万kW
合計	185万kW	156万kW	341万kW

【取り組みの動機と電力需要抑制方策】

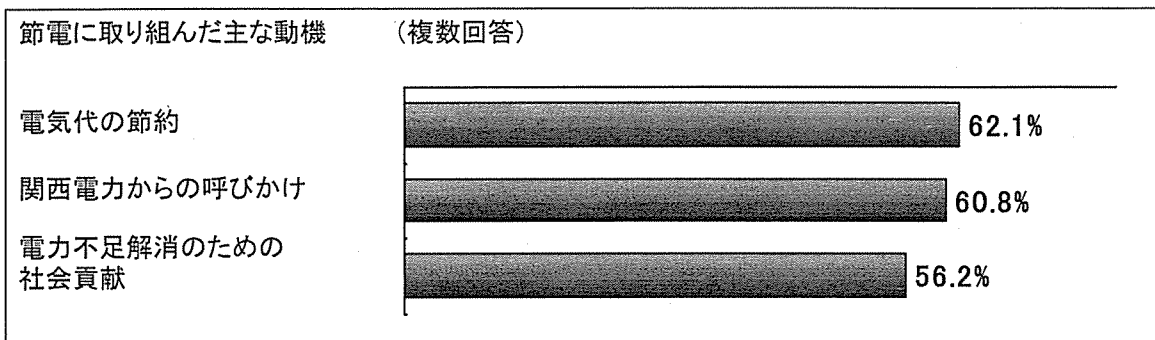
○ 家庭部門



・節電に取り組んだ動機として、「電気代の節約」が 77.2%、「国、関西広域連合、関西電力からの呼びかけ」が 33.9%であった。一方、「計画停電になると困るため」も 27.6%あり、万一の備えとはいえ、計画停電への不安も一定の動機になっている。また、節電による生活へのデメリットとして、家庭部門では、「健康面で悪影響があった」との回答も一定見られたことから、節電の呼びかけにあたっては十分に配慮する必要がある。

・電力需要抑制方策として、節電の継続意向が強い家庭の節電効果をさらに高める場合は「節電トライアル」などが有効と考えられ、節電にあまり積極的でない場合は、節電ホームページや節電メニューを示したチラシなど、簡単に効果が上がり節電のメリットが感じられる取組みを紹介することなどが求められる。

○ 業務部門

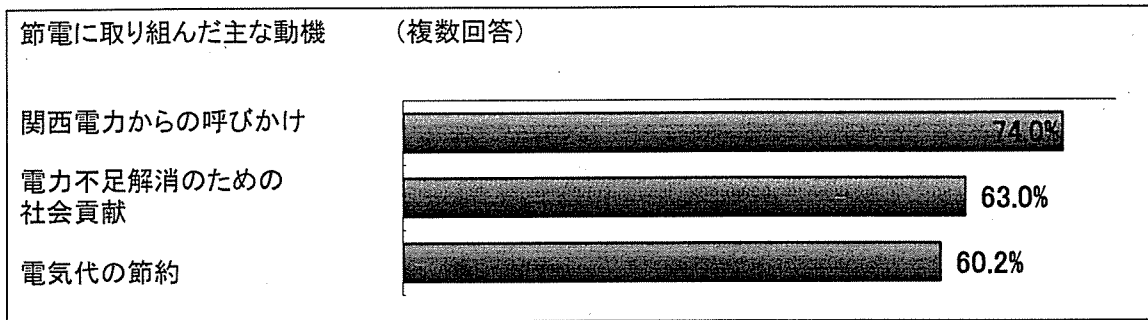


・節電に取り組んだ動機として、「電気代の節約」が 62.1%、「関西電力からの呼びかけ」が 60.8%、「電力不足解消のための社会貢献」が 56.2%であった。

・電力需要抑制方策として、大規模事業者・中規模事業者は、2012年夏季の節電実施率も高く、節電の継続意向も高いが、2012年夏以上の節電を実施することが可能と回答した事業者が少ないことに留意する必要がある。現在の取組みを継続していくためには、「社員の節電への理解」や「行政による省エネ設備導入の支援」を求める意見が多く、社会全体で節電への理解が得やすく、省エネを実行しやすい環境づくりを導くことが必要である。



○製造業部門



・節電に取り組んだ動機として、「関西電力からの呼びかけ」が 74.0%、「社会貢献」が 63.0%、「電気代の節約」が 60.2%であった。

・電力需要抑制方策として、契約電力の大きい事業者は、節電の割合が 9 割弱と比較的高いが、節電によるデメリットを訴える意見が、「節電対策によりコストが増加した」が 22.2%などと比較的多く、無理なく昨夏と同程度の節電を行うことが困難と考える事業者が 16.7%いることに留意する必要がある。また、節電を実施していない事業者は、「従来の営業形態の仕組みを変えることが難しい」「取引先との関係上難しい」との意見が多く、「社員の節電への理解」、「顧客の節電への理解」など、社会全体で節電への理解が得やすい環境づくりを導くことが必要である



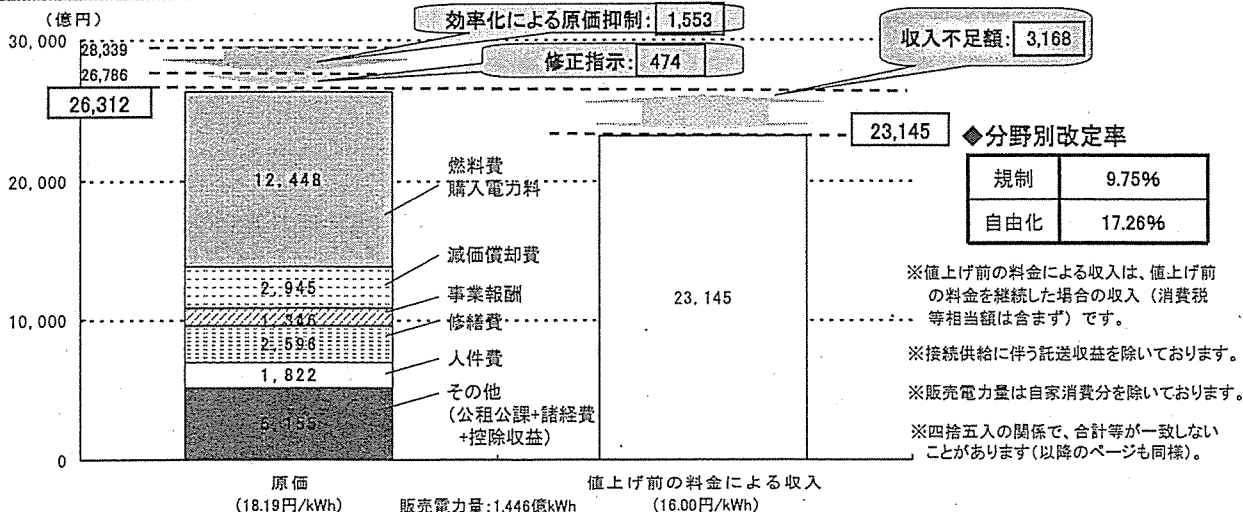
# 電気料金の値上げについて

平成25年4月25日  
関西電力株式会社

## 1. 電気料金値上げの概要

- ・ 当社は、平成24年11月26日に、規制分野については平均11.88%の値上げを申請、自由化分野については平均19.23%の値上げをお願いさせていただきました。
- ・ その後、電気料金審査専門委員会や消費者委員会、公聴会、物価問題に関する関係閣僚会議等を経て、3月29日に経済産業省より申請原価に対する修正指示をいただきました。
- ・ この修正指示内容を反映した結果、原価は2兆6,312億円となり、平成25年5月1日より、規制分野で平均9.75%の値上げをお願いする旨の認可を4月2日に経済産業大臣よりいただきました。
- ・ あわせて、自由化分野のお客さまの値上げ率も平均17.26%に見直いたします。

今回補正原価と「値上げ前の料金による収入」の比較（平成25～27年度平均）



# 大飯発電所3, 4号機 新規制基準適合性確認結果の概要について

関西電力株式会社  
平成25年 4月25日

## 新規制基準適合性確認結果について

1

- 大飯発電所3, 4号機については、今後、6月末までに必要な対策を講じることで、新規制基準に適合することを、当社として確認しています。
- 今後、原子力規制委員会や原子力規制庁による新規制基準に関する現状評価作業に対しては、真摯に対応いたします。
- また、6月末までの完了に向けて、必要な対策を実施するとともに、一部概略評価となっている項目については、今後、評価完了次第、原子力規制委員会に報告する予定です。

### <報告の記載方法>

- 現在パブリックコメント中の新規制基準(案)の基となった骨子に沿って、項目毎の適合性について個々に対応を記載

### <評価時点>

- 平成25年6月末までに完了予定の対策も含め、適合していることを記載
- 実施中の対策については、括弧書きにて完了時期を記載
- ガイドなどにおいて現在評価中のものについては、評価中である旨を本文に記載し、ガイドに対する評価が完了次第、報告するものとし、最終の適合性報告書に取りまとめ

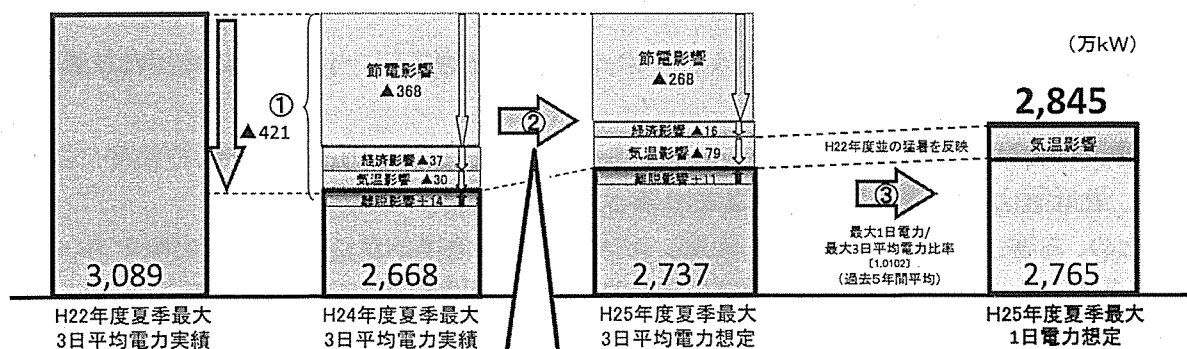
# 今夏の需給の見通しおよび対策について

平成25年4月25日  
関西電力株式会社

## 今夏の最大電力想定のお考え方について

1

### 【最大電力の見通し】



### 【②-1:節電影響の見通し】

H24年度夏季実績		H25年度夏季想定	
大口:▲160	× 65%	大口:▲104	
小口:▲141	× 79%	小口:▲111	
家庭:▲67	× 79%	家庭:▲53	
▲368		▲268	

【定着節電アンケート結果(H25.2実施)】

	定着率	サンプル数
大口	65%	463件
小口	79%	483件
家庭	79%	1071件

### 【②-2:経済影響の見通し】

	H22年度夏季実績	H24年度夏季実績	H25年度夏季想定
経済影響		▲37	▲16
調整			+21

- ①: H24年度夏季における節電影響、経済影響、気温影響、離脱影響を、H22年度とH24年度の夏季実績を比較して算出しています。
- ②-1: 今夏の節電影響は、至近のアンケート結果に基づいた大口、小口、家庭別の節電定着率により、▲268万kWと想定しています。
- ②-2: 今夏の経済影響は、H24年度の関西地域の景気が低迷したため、リーマンショックから大きく景気が回復したH22年度夏季と比較すると依然としてマイナスであるものの、今後の景気拡大を織込み、H24年度夏季と比べ+21万kWとなるものと想定しています。
- ③: H22年度並の猛暑を反映した今夏の最大1日電力は、最大1日電力/最大3日平均電力比率の過去5年間平均を用いて、2,845万kWになるものと想定しています。

## 今夏の需給見通し(8月)

[万kW]

2

	①昨夏想定	②今夏想定	差分 (②-①)	備考
供給力-需要 (予備率)	▲445 (▲14.9%)	87 (3.0%)		(凡例) ☆ 計上の考え方 ○ 昨夏との差分
需要	2,987	2,845	▲142	○節電影響量の見込み(▲117→▲268)等による差分 ○昨夏想定には随時調整電力▲28万kW織込み
供給力(合計)	2,542	2,932	+390	
原子力	0	236	+236	○大飯3・4号機の稼働による増(+236) ※料金申請で織込んだ高浜3・4号機は、供給力には見込まず
水力	203	205	+2	☆天候によらず安定的な供給力として下位5日の平均から算定 ○和田、船津他の台風被害からの復旧等による増(+2)
火力	1,472	1,478	+6	☆定期検査の繰り延べ ※昨夏同様、全台運転で計上 ☆火力の増出力、緊急設置電源、吸気冷却装置の活用 ○関空1GT他の増出力運転の実績を反映等による増(+3) ○姫路第一GTの営業運転による増(+3) ☆試運転出力は供給力として計上しない ※建設中の姫路第二1号機は同一サイト内における初号機であるため見込まず
揚水	223	420	+198	☆想定需要とベース供給力から算定
新エネ	0.2	0.3	+0.1	
他社・融通	644	591	▲52	
他社	522	525	+3	☆太陽光は高需要発生日の下位5日の平均から算定 ○固定買取制度による至近の普及状況等による増(+16)
水力・揚水	67	68	+1	
火力	451	436	▲14	☆必要予備率3%確保までの調達を計画 ○自家発からの調達の減(▲14)
新エネ	5	21	+16	○応援融通の減(▲50)等
融通等	121	66	▲55	※四捨五入のため合計が合わないことがあります。

○今夏は、想定需要2,845万kW(1日最大電力・H22年度並の猛暑)に対して、最低限必要な予備率3%となる、供給力2,932万kWを確保できる見通しです。

## 今夏の需要側の対策の考え方と取組み

3

### 今夏の需要側の対策の考え方

- 昨夏は、需給ギャップが大きくマイナスと想定される中、お客さまにも相当のご負担をお願いし、ありとあらゆる対策を実施しました。
- 今夏は、大飯3・4号機の稼働を見込んだ上で、火力の震災特例の活用による定検繰り延べ等により、最低限必要な予備率3%は確保出来る見通しです。
- そのため、お客さまのご負担を極力軽減しつつ、効果的・効率的なピーク抑制対策について、引き続き取組みを進めるとともに、将来に向けた知見の蓄積を図ってまいります。

### 今夏の取組み

- ホームページにて、電力需給のお知らせ(でんき予報)
  - ホームページや検針票裏面等にて、節電・省エネのPR
  - 電気のご使用状況が見える化するサービス「はぴeみる電(電気のご使用量のお知らせ照会サービス)」の加入拡大に向けた取組み
  - 緊急時のネガワット特約(通告調整特約)
  - BEMSアグリゲーターを活用した需要抑制の取組み
- } 法人のお客さま向け

○H25年度の最大電力は、H22年度並の猛暑を前提として2,845万kWと想定し、供給力は、大飯3・4号機の稼動を見込んだ上で、火力の震災特例の活用による定検繰り延べ等により2,932万kWを確保し、最低限必要となる予備率3%を確保できる見通しです。

○一方、設備トラブル等により、需給状況が厳しくなる可能性もあることから、リスク管理の観点からも、今夏についても需給両面の対策について、取り組んでまいります。

○なお、需要面の取組みとしては、効果的・効率的で将来にもつながるピーク抑制対策やご家庭での電気のご使用状況の見える化の推進等について、引き続き取組みを進めるとともに、知見の蓄積を図ってまいります。



## 関西電力管内における平成25年夏の電力需給見通し検証結果等（概要）

平成25年4月25日  
関西広域連合エネルギー検討会  
電力需給等検討会議

関西電力管内における平成25年夏の電力需給見通しや対策について、関西広域連合として、専門家の参加の下、関西電力にも情報提供を求めながら検討した。

### 1 電力需給見通しの概要

#### (1) 需給の算定手法

- 関西電力の平成25年夏の電力需給については、国の「総合資源エネルギー調査会総合部会電力需給検証小委員会」において、ピーク時（8月）の見通しとして、需要 2,845 万 kW、供給力 2,932 万 kW（供給予備力 87 万 kW、3.0%）が示された。
- 関西広域連合においては、関西電力にデータ提供を求め、大飯原子力発電所 3、4 号機が順次定期検査に入る 9 月についても需給の状況を確認した。
- 需要及び供給力の算定手法は、平成24年夏とほぼ同様であり、得られた数値は妥当なものであると考えられる。

#### (2) 供給予備力

- その結果、関西電力管内では、発電施設のトラブルリスク管理や他電力からの融通、一定の節電量の確保などを前提に、平成25年夏を通じて供給予備力 3%を確保することができる見通しであり、電力需給が逼迫する可能性は低いことを確認した。
- また、関西電力においては、この電力需給の見通しにおいて計上されているもの以外にも、随時調整契約などによる需要の抑制策を講じているほか、試運転中の火力発電施設など、安定した供給力とはいえないものの、一定の供給力を増強できる可能性があることも確認した。
- さらに、中西日本全体としては、5.9%の供給予備力が確保されている状況である。

#### (3) 定着節電量

- 需要のうち節電影響については、関西広域連合として独自にアンケート調査を実施し、着実な定着節電の推計量としては 185 万 kW、協力要請の働きかけによってさらに見込まれる節電分を加算すると、節電量としては最大 341 万 kW が得られると推計した。
- 一方、国の検証で示された定着節電影響 268 万 kW は、関西電力が実施したアンケート調査に基づくものであり、関西広域連合の着実な定着節電の推計量 185 万 kW と比較すると 83 万 kW 多くなっている。
- 差の要因としては、節電量の推計方法の違いのほか、期間中の平均的な節電量の推計か需要ピーク時の推計かの違い、質問の仕方の違いなどが考えられるが、関西広域連合が推計した節電量の最大 341 万 kW までの範囲に入っていることなどから、国の推計は概ね妥当であると考えられる。

#### (4) リスク管理としての需給想定

- なお、トラブルリスクについては、中西日本全体として過去 5 年間で最大の規模の計画外停止が生じた場合、随時調整契約の発動や東日本からの融通を行ったとしても、中西日本全体での供給予備力が 3%を下回り、電力需給が逼迫する可能性がある。

- 関西電力は、このようなリスクも踏まえ、大口需要家に対するネガワット特約や、小口需要家を対象としたBEMSアグリゲーターの活用等による需要抑制方策を実施するほか、火力発電所の巡回点検の強化や休日・夜間を利用した早期復旧作業などのリスク軽減対策を講じている。
- また、大飯原子力発電所3、4号の定期検査前停止の想定については、2基の供給力236万kWに加えて揚水発電の供給力205万kWの計442万kWが低下するため、予備率5%を超える中西4社から融通を受けるとすると、関西電力の予備率としては0.6%にとどまるが、中西6社全体の予備率としては3.3%であり、最低限必要とされる3%は上回ることになる。

## 2 電力需給対策の概要

- 電力需給の想定には、定着した節電（ピーク時268万kW、平成22年夏の最大電力需要比8.7%）が織り込まれているが、これは深刻な電力不足が懸念され、様々な節電協力要請を実施した平成24年夏の節電実績の7割程度の節電に相当する。
- 関西広域連合で実施したアンケート調査では、節電行動の“きっかけ”は節電協力の呼びかけであるとの回答も多いことや、省エネ・省資源については、電力需給の状況に関わらず推進していくべきものであることから、今後も引き続き、電力需要の多い時期を中心に一定の節電・省エネをしっかりと呼びかけていく必要がある。
- また、節電・省エネの呼びかけに際しては、“わかりやすく”という観点からも、一定の“目安”となる数値を示すとともに、それに取り組む具体的な事例を合わせて示すことが望ましい。
- 平成25年夏についても、節電努力によって安定した電力供給の確保ができるという事実を周知するとともに、省エネ型社会への転換など中長期的な観点も踏まえ、節電・省エネの取組みとして、日頃から普及啓発を進める必要がある。
- 上記を踏まえ、関西広域連合としては、節電・省エネの定着に向けて、国や関西電力と協力し、府県民や事業者に対して必要な働きかけを進めていく。

関西電力管内における平成25年夏の電力需給の総括表

	7月	8月	9月前半	9月後半
供給予備力	87 (3.0%)	87 (3.0%)	84 (3.0%)	74 (3.0%)
需要	2,845	2,845	2,764	2,469
供給力(合計)	2,932	2,932	2,848	2,543
原子力	236	236	118	0
水力	223	205	188	188
火力	1,482	1,478	1,483	1,388
揚水	425	420	429	393
新エネ	0.3	0.3	0.1	0.2
他社・融通	566	591	631	574
他社	524	525	508	512
融通等	42	66	122	62



## 今夏の電力需給対策について

関西広域連合では、関西電力管内における今夏の電力需給見通しについて、国が実施している全国の電力需給見通しの検証を踏まえ、関西電力株式会社にデータ提供を求めるとともに、専門家の意見も伺いながら検討を行った。

本日開催した第32回関西広域連合委員会においては、関西電力株式会社からの説明とともに、関西広域連合エネルギー検討会電力需給等検討会議からの報告を受け、今夏を通じて一定の供給予備力が確保される見込みであることを確認した。

しかし、この電力需給見通しは、定着分とはいえ一定の節電量を見込んでいることから、電力需給の安定化に向けては、この節電量を着実に実施していただくよう、府県民や事業者の皆様にも、しっかりと呼びかけていく必要がある。

このため、関西広域連合としては、今夏の電力需給対策について、国や関西電力株式会社と連携・協力し、次のように進めることとする。

### 1 関西電力管内における今夏の節電のお願い

○ 期間：平成25年7月1日（月）～平成25年9月30日（月）の平日  
（8月13日（火）～15日（木）を除く）

○ 時間：9：00～20：00

○ 内容：昨年並の節電の着実な実施（平成22年夏と比べて9%削減を目安）

（昨夏に取り組んでいたエアコン28℃設定や不要時のこまめな消灯などの日常的な節電行動を、無理のない範囲で着実に実施していただくことで、平成22年夏と比べて約9%の削減が可能となります。）

※ 目安の数値は、国の電力需給見通しにおいて見込んでいる関西電力管内の定着節電量である平成22年夏比▲8.7%を考慮して設定

○ 留意事項

- ・ 産業活動や病院、鉄道などのライフライン機能、都市機能等の維持に支障を生じない範囲での協力をお願いする。
- ・ 高齢者や乳幼児、体調が悪い方のおられるご家庭には、健康上支障のない範囲での節電をお願いする。

### 2 関西の府県民や事業者の皆様にも、省エネ型ライフスタイルへの転換に向けて、継続して節電・省エネに取り組んでいただけるよう幅広く啓発活動を行う。

平成25年4月25日

#### 関西広域連合

連合長	兵庫県知事	井戸 敏三
副連合長	和歌山県知事	仁坂 吉伸
委員	滋賀県知事	嘉田 由紀子
委員	京都府知事	山田 啓二
委員	大阪府知事	松井 一郎
委員	鳥取県知事	平井 伸治
委員	徳島県知事	飯泉 嘉門
委員	京都市長	門川 大作
委員	大阪市長	橋下 徹
委員	堺市長	竹山 修身
委員	神戸市長	矢田 立郎



平成 25 年 4 月 25 日

広域環境保全局

## 平成 25 年度の「関西夏のエコスタイル」の実施について

### 1 概要

- 温室効果ガス削減のための広域取組として、夏季の適正冷房（28℃）と軽装勤務を「関西夏のエコスタイル」として広く呼びかけ。
- 構成府縣市だけでなく、関係自治体、経済団体、および関西以外の広域連携団体（中部圏知事会議、四国地球温暖化対策推進連絡協議会、九都県市首脳会議）とも連携して実施。

### 2 期間

- 平成 25 年 5 月 1 日（水）～10 月 31 日（木）  
上記期間内で、地域の気候に合わせて取組を依頼
- 関西広域連合の構成府縣市および本部事務局では、上記期間で実施（庁内調整中を含む）

### 【参考】

- 環境省 平成 25 年度クールビズ（予定）  
平成 25 年 5 月 1 日（水）～10 月 31 日（木）

# 夏のエコスタイル!

ほんま  
がいなー

ぞろが  
爽快なー

適正冷房 **28℃**

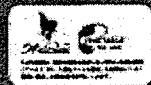
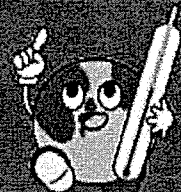
軽装勤務

平成25年 **5月1日(水)~10月31日(木)**

上記期間内で、地域の気候に合わせて取り組みを!

関西広域連合 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市

関西広域連合では、滋賀県・三重県・奈良県・公益社団法人関西経済連合会・一般社団法人関西経貿協会・中部関西事務会・四国地球温暖化対策推進連絡会・九都府広域協議会と連携して、夏の適正冷房と軽装勤務に取り組んでいます。



## ワールドマスターズ国際大会（WMG）の招致について

平成 25 年 4 月 25 日

本部事務局

### 1 当面の対応方針（3月28日連合委員会）

- WMG協会(IMGA)会長あてに、①WMGの関西への招致に向けた検討作業を進めていくこと、②8月のトリノ大会を見てさらに検討を深めたいうで招致について判断すること、を内容とする返書を発出する。
- 当面の検討体制として、招致に伴う課題と対応、開催計画（競技種目、開催会場や財政計画等）の内容等について検討するためのプロジェクトチームを立ち上げる。

### 2 IMGA 会長あて返書

#### ① 返書の骨子（案）

- ・ 日本招致に係る格別の配慮への謝意、招致に向けた検討に入っていることを伝える書簡である
- ・ 関西で開催することの意義  
健康志向の活力ある高齢社会の実現、観光関連産業・文化の活性化、国際交流の促進、青少年に対する生涯スポーツの啓発など
- ・ 開催地としての関西の魅力  
スポーツ施設、文化・観光資源、ホスピタリティ、ボランティア・スタッフなど人的資源など
- ・ 現在、招致に向け、開催提案書案の作成に向けた検討を進めており、その検討状況を見極めながら、最終調整作業としてトリノ大会へ視察団を派遣し、より高い完成度を伴った開催提案書(finalized Games proposal)を提出する

#### ② 発出の期限

5月上旬目途

### 3 検討プロジェクトチームの設置

#### ① 構成メンバー

本部事務局、広域観光振興局、  
各府県市スポーツ担当課、各府県市観光担当課

#### ② 検討事項

- ・ S C 関西が提案する開催提案書の内容の精査
- ・ トリノ大会視察計画の作成及び視察準備
- ・ 招致する場合に組織する組織委員会及び事務局体制の検討 等

\* 開催提案書原案、提案書の作成作業はS C 関西が担当し、これを本部事務局及び兵庫県教育委員会が各府県市の協力を得てサポートする。

#### 4 トリノ大会視察の進め方

① 視察団メンバー（\*今後調整）

連合長又は副連合長、関係委員、事務局、SC関西 ほか

② 日程

大会期間中（8/2～8/11）の必要な期間 \*調査内容等により検討  
\*現地取材等については、現地旅行会社の活用を検討

#### 5 当面のスケジュール

4月25日	当面の方針及びIMGA会長あて返書の協議
4月末	プロジェクトチーム立ち上げ、検討着手
5月上旬	返書発出期限
6月下旬	開催提案書原案作成、連合委員会で協議
8月上旬	トリノ大会視察
～	連合委員会で方針協議、最終判断

#### <3月28日連合委員会における主な論点と考え方：SC関西の意見>

Q1 想定される3万5千人の参加人数は延べ人数ではないのか。

A1 想定人数は、種目ごとの参加人員である。複数種目参加の場合はダブルカウントになるが、基本は、延べではなく実際の参加者数と言える。

Q2 陸続きの欧米や米国とは異なり日本での開催で、3万5千人の参加が確保できるか。

A2 日本同様に大陸間移動を要するオーストラリアで3大会開催されており、相当数の参加実績があった。参加促進の努力を行うことにより達成は可能ではないか。

1994年 ブリスベン 71国 25,000人

2002年 メルボルン 97国 26,000人

2009年 シドニー 95国 32,000人

Q3 費用対効果をどう考えるか。大きな効果は期待できないのではないか。

A3 選手の家族も含め相当数の来訪が期待でき、スポーツ関連産業や観光関連産業へ大きな効果が期待できるのではないか。

のみならず、関西魅力の対外発信、健康志向のライフスタイルの普及、生涯スポーツの先進地としての関西づくりなど、高齢社会を先導する関西スタイルの構築につながる効果が大きいのではないか。

また、IMGAのアジアの拠点となれば、さらに効果が継続するのではないか。

Q4 WMGの認知度は低い。情報発信力は期待できないのではないか。

A4 主催者として積極的なPRを行うなど国内やアジアにおける認知度向上に努めることにより、情報発信力を高めることが可能ではないか。

平成25年4月25日  
関西広域連合

### 北陸新幹線（敦賀以西）ルート提案に係る取組方針

関西広域連合では、「北陸新幹線（敦賀以西）ルート提案に係る基本方針」（平成24年3月25日広域連合委員会決定）に基づき、北陸新幹線（敦賀以西）ルートについて、開業までの期間や費用対効果（時間短縮効果をはじめとする利用者便益/建設・事業コスト等）、開業による波及効果などの検討を進めてきた。

これらの結果を踏まえ、北陸新幹線（敦賀以西）ルートについて、下記のとおり取り組むこととする。

#### 記

1. 北陸新幹線（敦賀以西）ルートについて検討した結果、

- ①開業による波及効果では、関西にとって湖西ルートがやや優位であるものの3ルートともほぼ同等であり
- ②小浜ルートは日本海国土軸の形成に一定程度寄与するが、
- ③費用対効果、開業までの期間などを総合的に判断すると、「米原ルート案」が最も優位であると提案する。

（※）「米原ルート案」は、敦賀から米原を通り、新大阪に至るルートであって、リニア中央新幹線の大阪開業までは米原駅で東海道新幹線等に乗り換え、リニア中央新幹線開業後は乗り入れるものとする。

2. 「米原ルート案」については、リニア中央新幹線の開業が早まれば、米原駅での乗換の不便さが軽減され、また、乗換に伴う施設整備費用等が不要となることが期待されることから、北陸新幹線（敦賀以西）の早期整備と併せ、リニア中央新幹線の東京・大阪間の早期全線同時開業についても、国やJR東海に対し求めていく。
3. 上記1により提案するルートの整備に伴い発生するコスト負担のあり方については、詳細な全体事業費の提示を国に求めた上で、国と地方の費用負担のあり方や地域の受益の程度などを勘案し、引き続き、関西広域連合として検討し、関西全体で解決を図る。
4. 上記1により提案するルートの整備に伴い発生する並行在来線（北陸本線、湖西線を想定）については、京阪神と一体となった交通ネットワークを形成する幹線交通として、重要な役割を果たしていることから、関西広域連合は、当該並行在来線の経営がJR西日本から分離されることは受け入れられず、分離されないよう、国やJR西日本に求めていく。
5. 上記1により提案するルートの整備に伴い発生する東海道新幹線への乗り入れ等技術的課題について、関西広域連合は、国やJR西日本、JR東海等が積極的な対応を図るよう求めていく。
6. なお、日本海国土軸の重要性について十分議論していく必要があり、今後、小浜ルートについては、山陰新幹線をはじめとする高速鉄道網等の整備検討の中で議論されることを期待する。





平成25年4月25日  
関西（バ）の国際戦略総合特区推進室

国の成長戦略（6月）への提案・働きかけについて  
～「アベノミクス戦略特区」、「国家戦略特区」等～

1 政府は6月の成長戦略策定に向け、産業競争力会議、規制改革会議等での議論を急ピッチで進めている。なかでも産業競争力会議において、特区制度を積極的に活用する検討が進められている。

(1) 産業競争力会議の動き ※関西特区関連中心に抽出

○ 竹中平蔵委員（民間議員）

- ・ 立地競争力強化の観点から、特区制度を活用し、総理主導で規制改革等を強力に進めるため、「アベノミクス戦略特区」「国際先端スーパー特区」等の創設を提案。

○ 新藤総務大臣（地域活性化担当）

- ・ 民間議員等からの提案は大枠で受けとめ。
- ・ 『世界一ビジネスがしやすい国』をめざし、「国家戦略特区」を創設し、総理主導の実行体制を構築するなど、特区制度の大幅な見直しを提案。⇒ 5月WG立ち上げ（制度設計・プロジェクト選定）
- ・ 新たにエリアや対象事業を、既存の特区・プロジェクトを含めた中から絞り込んで選定。既存特区・地域活性化施策等は継続して実施

(2) 規制改革会議での優先検討項目等

- 再生医療の推進、医療機器に係る規制改革の推進（民間認証）、一般健康食品の機能性表示の容認（民間認証）、医療のIT化の推進
- 再生可能エネルギー発電設備に係る電気保安規制の合理化、次世代自動車の普及を加速するための環境整備、プラスチック製容器包装のリサイクル入札制度の適正化
- 労働条件の変更規制の合理化、職業紹介事業の見直し
- ベンチャー企業の育成その他の成長支援のための資金供給の促進、容積率の緩和・区分所有法における決議要件の緩和促進

## 2 これまでの関西側の取り組み

### (1) 「国際戦略総合特区制度」の活用・強化に関する要望実施

- 規制緩和の速やかな実現、総合特区推進調整費の積極活用、支援措置の区域追加権限の地域への移譲、税制の大胆な拡充（2/28）
- PMDA-WEST の速やかな実現とレギュラトリーサイエンス研究人材育成事業等の推進、総合特区推進調整費の積極的な活用について田村厚労大臣に緊急要望（4/13）

### (2) 「関西イノベーション国際戦略総合特区」のバージョンアップへの提案

- PMDA-WEST の速やかな実現とレギュラトリーサイエンスの人材育成の推進、再生医療の実用化の加速、最先端科学施設群を活用したビジネス創出拠点の創設、水素・燃料電池技術のビジネス拠点の形成、その他重点プログラムの推進 等について内閣府と意見交換（4/15）

## 3 今後の対応

- 既存特区制度の見直しに関わる動きに対し、これまでの取り組みを中心に、関西からの提案が成長戦略に盛り込まれるよう、引き続き、積極的に提言、働きかけを実施
- 新たな枠組みが定められた際には必要に応じて対応（5～6月）

### 【添付資料】

産業競争力会議資料（4/17）のうち、特区関連部分の抜き出し

## 「道州制基本法案（骨子案）」に対する申し入れ

標記法案（骨子案）については、自由民主党と公明党のワーキングチームで検討が進められ、早ければ今国会へ提出がなされるとの報道もあるところです。

この法案（骨子案）は、道州制の導入に向けた検討の基本的方向や手続きについて規定するもので、道州制に係る重要事項や制度設計の詳細については、この法案に基づき設置される「道州制国民会議」で調査審議がなされることになっています。

しかし、地方公共団体をはじめとする多くの関係者が共通イメージを持ったうえで国民的議論を呼び起こすためにも、制度の根幹的内容については、その概略や方向性を早急に明確にしたうえで、国民会議での調査審議を行うべきであると考えます。

道州制国民会議での検討にあたっては、分権型社会を実現するという本来の目的に鑑み、下記の項目について基本となる考え方を明らかにするよう求めます。

### 記

#### 1 基本原則

地方分権改革の推進の目的を見失わないこと

道州制の検討にあたっては、わが国の中央集権体制を見直し、分権型社会を構築するという本来の目的を見失わないこと。

#### 2 国・道州・基礎自治体のあり方

##### (1) 国が引き続き担う役割を具体的に限定列挙すべき

国、道州、基礎自治体の役割分担については、現在のところ、概念的・抽象的な整理しかなされていない。

国から道州へ移譲する事務を個々に明らかにしていくのではなく、国が引き続き担う役割を具体的に限定列挙すべきである。

(2) 国全体の統治機構のあり方を見直すべき

「道州制の基本的な方向」として真っ先に「都道府県の廃止」が挙がるなど、議論が広域自治体のあり方だけに終始している。中央府省や市町村のあり方を含めた国全体の統治機構の見直しが必要である。

中央府省に残る権限や国会が引き続き担う立法権限の範囲を明らかにした上で、中央府省・国の出先機関の解体再編や国会のあり方、基礎自治体の権能や組織なども議論すべきである。

そのうえで、国の機能強化や分権型社会実現の理念を明確に盛り込むべき。

また、全国で唯一の府県域を越える広域自治体として確実に取組を進めている関西広域連合の実情や仕組みについて十分な検証を行うべきである。

(3) 基本法案中の「基礎自治体」とは何か明らかにすべき

法案が「基礎自治体」という文言を用いる趣旨は何か。

「市町村」を一定の規模を持つ新たな「基礎自治体」に合併・再編することを想定しているのか。

「基礎自治体」は従前の市町村と異なり、その権限を強化することを前提としているのなら、そのための枠組みについて示される必要がある。

現行の市町村を前提とするのであれば、地理的・歴史的・文化的条件などにより、十分な権能を発揮できない団体も生じると考えられ、その補完について検討しておく必要がある。

(4) 大都市との関係を明確にすべき。

政令市をはじめとする大都市については、特別な制度の適用を含め、道州との関係について明確にすべき。

### 3 自立した道州と基礎自治体

#### (1) 自治立法権を確立すべき

道州の自治立法権をどこまで認め、併せて国会機能をどう再編するのか。国法と道州・基礎自治体の立法の関係を早急に明らかにする必要がある。

地方の立法権が拡充すれば、国会の役割の見直しの検討を要する。

#### (2) 自主執行権を確保すべき

国から大幅に移譲された事務・権限を道州が執行するにあたっては、原則国からの関与があってはならず、自らの判断と責任で行うこととすべきである。

道州に大幅な企画立案権が付与されるなら、中央府省の機能・役割も縮小することになり、その抜本的な再編は不可避となる。

#### (3) 自主組織権を尊重すべき

道州や基礎自治体の組織・体制のあり方を国が一律に決めることがあってはならず、道州・基礎自治体自身が多様な形態を柔軟に選択できるようにすべきである。

#### (4) 自主財政権を確立すべき

国・地方を通じて税収が不足するなかで、単純に道州に税源を移譲するだけで必要な財源が確保できるのか。それぞれの道州が財政的に自立した自治体として、持続可能な仕組みを提示しなければならない。

また、東京をはじめとした都市部に税源が偏在している現状を前提に、道州間や道州内の基礎自治体間で財政力格差を生じさせないよう財政調整のあり方を示す必要がある。

#### (5) 住民自治のあり方についても考えを示すべき

現行の都道府県よりもはるかに広大となる道州においては、政策決定の過程が住民から見えにくくなり、住民自治が機能しなくなる恐れがある。

また、基礎自治体が従来の市町村より規模・面積が広大になるのであれば、住民の意思を適切に反映できなくなる恐れがある。

#### 4 憲法改正

##### 憲法改正も視野に入れるべき

道州は一国の人口・経済規模に匹敵するほど巨大であり、わが国の統治システムを大きく変えるもの。

道州に大幅な自治立法権を認めるなど国・地方を通じた統治機構の改革をめざすためには、例えば、道州制を憲法上に明記する等、憲法改正も視野に入れるべきである。

#### 5 地方の意見を反映した制度設計・手続き

##### (1) 地方の意見を反映すべき

道州制の制度設計を行うにあたっては、地域における地理的・歴史的・文化的条件を最大限考慮した制度とするため、多様かつ地域実情に即した地方の意見を反映する必要がある。

このため、道州制国民会議が設置された際には、全国で唯一の府県域を越える広域自治体であり、広域行政課題に対応実績のある関西広域連合の参画を可能にすること。

##### (2) 先行的取組として広域連合に国出先機関を移管すべき

わが国の統治機構を抜本的に見直すことから、まず十分な議論を尽くすことが必要である。

一方で、道州制の検討を理由に地方分権改革を停滞させてはならず、関西広域連合などの特別地方公共団体への国出先機関の移管を内容とする法律案を早期に国会に提出し、その成立を図ること。

平成25年5月10日

関西広域連合

連合長	兵庫県知事	井戸敏三
副連合長	和歌山県知事	仁坂吉伸
委員	滋賀県知事	嘉田由紀子
委員	京都府知事	山田啓二
委員	大阪府知事	松井一郎
委員	鳥取県知事	平井伸治
委員	徳島県知事	飯泉嘉門
委員	京都市長	門川大作
委員	大阪市長	橋下徹
委員	堺市長	竹山修身
委員	神戸市長	矢田立郎





# 関西広域連合規約の改正について

関西広域連合本部事務局  
平成 25 年 4 月

## 1. 規約改正の目的

関西広域連合においては、今後、設立当初の事務に係る取組の本格化に加え、次期広域計画の策定による新たな展開が見込まれるとともに、国出先機関をはじめとする国の事務・権限等の移譲に向けた取組をさらに強化する必要がある。

こうした状況に対応して、広域連合議会の活動を充実し、広域連合の事務執行に係る監視機能や調査、政策提言機能等を強化することにより、関西広域連合の適切な事務執行と地方分権に向けた活動の強化を図るため、規約附則第5項に係る議員定数の本格見直しを行う。

## 2. 定数見直しの考え方（最終的な定数を 29 人から 36 人へ）

- ① 府県域別の議席配分について、設立時（20 人）の 2 倍を基本
- ② 各府県区域について 2 人に、下記の人口区分に応じた人数を加える
  - ア 人口 250 万未満・・・ 2 人（滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県）
  - イ 人口 250 万以上 500 万未満・・・ 4 人（京都府域）
  - ウ 人口 500 万以上 750 万未満・・・ 6 人（兵庫県域）
  - エ 人口 750 万以上・・・ 8 人（大阪府域）
- ③ 政令市を有する府県域内の議席配分は、関係団体で協議  
（協議結果 ⇒ 京都市 2 人、大阪市 3 人、堺市 2 人、神戸市 2 人）
- ④ その上で、特定団体の配分を特例減（ア、イにつき各△1）
  - ア 部分参加（3 分野以下）の団体（現時点では鳥取県に△1 を自動適用）
  - イ 構成団体間の均衡又は国の地方機関の管轄を考慮する団体  
（兵庫県△1、鳥取県△1、徳島県△1）

## 3. 今後のスケジュール（予定）

			全体日程	規約改正スケジュール
H25	4月	25日	広域連合委員会	規約改正案の確定・構成団体への説明周知
	5月	下旬	構成団体議会定例会	構成団体議会で規約改正案議決（5月～7月）
	7月	中旬		↓
	8月	中旬	総務大臣許可	改正規約施行
		～	構成団体議会定例会・臨時会	広域連合議員選出（定数増分）
	11月	下旬	広域連合議会定例会	

(参考) 各構成団体の議員定数

(単位：人)

	人口 (H22 国勢調査)		議員定数 計		備 考
	府県域人口	政令市人口		府県域内訳	
滋賀県	1,410,777		4		
京都府域	2,636,092		6		
京都府		2,636,092		4	
京都市		1,474,015		2	
大阪府域	8,865,245		10		
大阪府		8,865,245		5	
大阪市		2,665,314		3	
堺 市		841,966		2	
兵庫県域	5,588,133		7		
兵庫県		5,588,133		※ 5	構成団体間の均衡△ 1
神戸市		1,544,200		2	
和歌山県	1,002,198		4		
鳥取県	588,667		※ 2		分野部分参加△ 1 国出先管轄地域外△ 1
徳島県	785,491		※ 3		国出先管轄地域外△ 1
合 計	20,876,603		36		

# 関西での首都機能バックアップ構造の 構築に関する意見（案）

平成25年 月 日

関西広域連合  
関西経済連合会  
京都商工会議所  
大阪商工会議所  
神戸商工会議所  
堺商工会議所  
関西経済同友会

わが国の中枢機能は首都圏に一極集中しており、ひとたび非常事態が生じた場合、機能麻痺に陥ることになる。このため、首都にいかなる事態が発生しても、首都中枢機能が継続できるよう、皇室の安心・安全や政治、外交、行政、経済等の機能について、平時から地方に機能・権限を分散することも含め、必要な措置を講じておくことが国家の危機管理として急務である。

中央防災会議防災対策推進検討会議は、最終報告において、首都直下地震等の大規模災害を意識し、災害対策の充実・強化を図るという方向を示し、その重点的取り組み事項として、政府全体としての業務継続体制の構築や、各府省における東京圏内の業務継続が困難な場合に備えた東京圏外（大阪等）の代替拠点の確保などをあげている。

しかしながら、国における検討は、これまで関西広域連合と関西経済界が提案してきた内容がまだ十分に反映されておらず、国土全体を視野に入れたバックアップ構造構築に関する早急な検討及び対策を積極的に進めるべきである。

大阪をはじめとする関西は、首都圏と同時被災せず、京都御所があること、既に国の地方支分部局が集積していること、首都圏や国内外との交通輸送手段や情報通信機能が充実していること、外交を担う機関、日本銀行、企業本社や報道機関等の民間中枢機関、大学・研究機関の充実や知の集積が図られていること、阪神・淡路大震災での経験を通じた知見・ノウハウを有し、東日本大震災時にいち早くカウンターパート方式による被災地支援を行った実績をもつ関西広域連合をはじめ、官民あがての積極的な協力、応援体制が得られることなど、バックアップ機能を担ううえで最適な都市圏である。

関西広域連合と関西経済連合会、関西地域振興財団（一般財団法人大阪湾ベイエリア開発推進機構）では、これらの関西の優位性を生かし、関西がどのように首都中枢機能をバックアップするのかをケーススタディするなどの調査検討を行った。

本調査を踏まえて、関西広域連合と関西経済界は、改めて、首都機能バックアップ構造の構築について下記のとおり意見を提出する。

## 記

### 1 首都機能の関西における具体的な代替対応の明確化

首都圏での非常事態が生じた場合に備え、首都中枢機能の関西への配置等、国として早急に代替対応や拠点機能整備に向けた具体的な検討を行うこと

そのため、当面の措置として、首相官邸の災害対策本部機能を代替、支援、補助できるバックアップ拠点を大阪・関西に整備し、首都圏の復旧・復興や二次災害の抑制に向

けた人的・物的支援体制の構築を図り、さらに国際競争力の低下を抑制する観点からも、通常業務の継続を図る仕組みを構築すること

## 2 国全体の事業継続計画（BCP）策定とその推進

各府省の事業継続計画は策定されているものの、代替拠点が都区部又は東京圏内に置かれており、首都機能が麻痺した場合などには対応できない

大規模災害への対応が可能となる「関西」の位置づけを明確にした国会、各府省を含めた国全体の事業継続計画を策定するとともに、放送、通信、交通・物流といった指定公共機関をはじめ、民間事業者の事業継続計画等との整合性を確保し、官民協働により適切かつ迅速に計画を推進する体制を構築すること

なお、東京圏外でのバックアップにあたっては、大規模な人員移動が必要であり、これを想定した輸送計画を策定し、必要な交通容量や代替性を確保すること

## 3 バックアップ構造の構築の法律等への明記

関西が首都中枢機能バックアップエリアとしての役割を担うことを、国土・防災・有事に関する法律や計画等に位置づけること

## 4 皇室の安心・安全

日本の大切な皇室の安心・安全と永続を実現するために、皇族の方に京都にお住まいいただくこと

## 5 民間企業等のバックアップ構造の構築等

本調査で実施した企業アンケートでは、首都中枢機能停止時のバックアップ先を具体的に計画している企業の約7割が関西を候補地にあげており、全国レベルの経済団体や民間企業等の本部・本社機能のバックアップの関西での確保と事業継続を支援すること

さらに、民間企業の取り組んでいる権限移譲や機能分散を平時から推進し、企業活動について、東日本と西日本でそれぞれ独立しながら、補完しあえるデュアルシステムの構築を働きかけること

## 6 首都機能バックアップの平時の備え

平時より、非常事態を想定した備えとして、国会審議や各省庁の業務を一定期間、関西で実施するなど、首都機能バックアップに必要な人材の育成・確保、訓練等の社会実験を計画的に行うこと

実施にあたっては、行政ならびに指定公共機関や業界団体等の関係機関、ライフライン・インフラ事業者等も交えたものとし、国全体の事業継続計画の点検・見直しを行い、実効性を確保すること

## 7 国での検討の更なる具体化

首都圏に大規模災害等が発生した場合、立法・行政中枢機能に加えて、東日本大震災発災時と同様に民間企業や各国大使館等が他地域にシフトすることが想定され、業務スペースや滞在スペースを大量に確保する必要があることから、中央防災会議防災対策推進検討会議のワーキンググループの中間報告において、東京圏外での代替拠点として、大阪など5都市が掲げられているが、代替拠点は都市ではなく、圏域で検討すべきである

その際、関西は、京都御所があることや中枢的な機能が集積し、大規模な会議場をはじめ宿泊・居住機能のストックが厚いこと、関西広域連合や経済界など官民挙げての応援体制が得られることなど、様々な状況に柔軟に対応することが可能であることから、代替拠点として最適な都市圏であるため、「関西」を念頭に更なる具体化を行うこと

## 8 国土の双眼構造の構築

関西が有する首都中枢機能の代替性をより効果的に発揮するため、リニア中央新幹線の全線同時開業や北陸新幹線の大阪までの早期開業をはじめとする高速鉄道網の整備促進等による太平洋側及び日本海側の国土軸など多軸型国土の形成や、高速道路ミッシングリンクの解消等による物流ネットワークの複線化を進め、交通・物流機能や情報通信機能等社会基盤の充実、強化を図るとともに、危機管理の観点に加え、わが国の成長戦略の観点からも、関東と関西の双方に政治、行政、経済の核が存在する双眼構造への転換をめざした国土政策、産業政策を進めること

〈参考〉首都圏被災時に関西が果たしうる役割（例）

- ① 皇室の安心・安全の確保（京都御所、宮内庁京都事務所等）
- ② 災害対策司令塔機能（大阪合同庁舎4号館、国の地方支分部局の集積等）
- ③ 金融中枢機能（日本銀行大阪支店、大阪証券取引所等）
- ④ ビジネス中枢機能（企業本社の集積、バックアップオフィスとなるビルやホテル等）
- ⑤ 国内外への情報発信機能（NHK大阪放送局、各新聞社大阪本社等）
- ⑥ 交通・物流中枢機能（関西国際空港、阪神港等）
- ⑦ 緊急対応や復旧・復興の支援拠点機能（人と防災未来センター等の防災関係機関）
- ⑧ 外交窓口機能（総領事館、外務省大阪分室等）
- ⑨ 大学・研究機関や知の集積機能（関西文化学術研究都市、国立国会図書館関西館等）
- ⑩ 広域連携機能（関西広域連合等）

平成25年 月 日

関西広域連合	連合長	井戸敏三
関西経済連合会	会長	森 詳介
京都商工会議所	会頭	立石義雄
大阪商工会議所	会頭	佐藤茂雄
神戸商工会議所	会頭	大橋忠晴
堺商工会議所	会頭	前田寛司
関西経済同友会	代表幹事	大林剛郎
	代表幹事	鳥井信吾





# 実用発電用原子炉に係る 新規制基準(案)について

## —概要—

平成25年5月

### 1. 東京電力福島第一原子力発電所事故以前の 安全規制への指摘

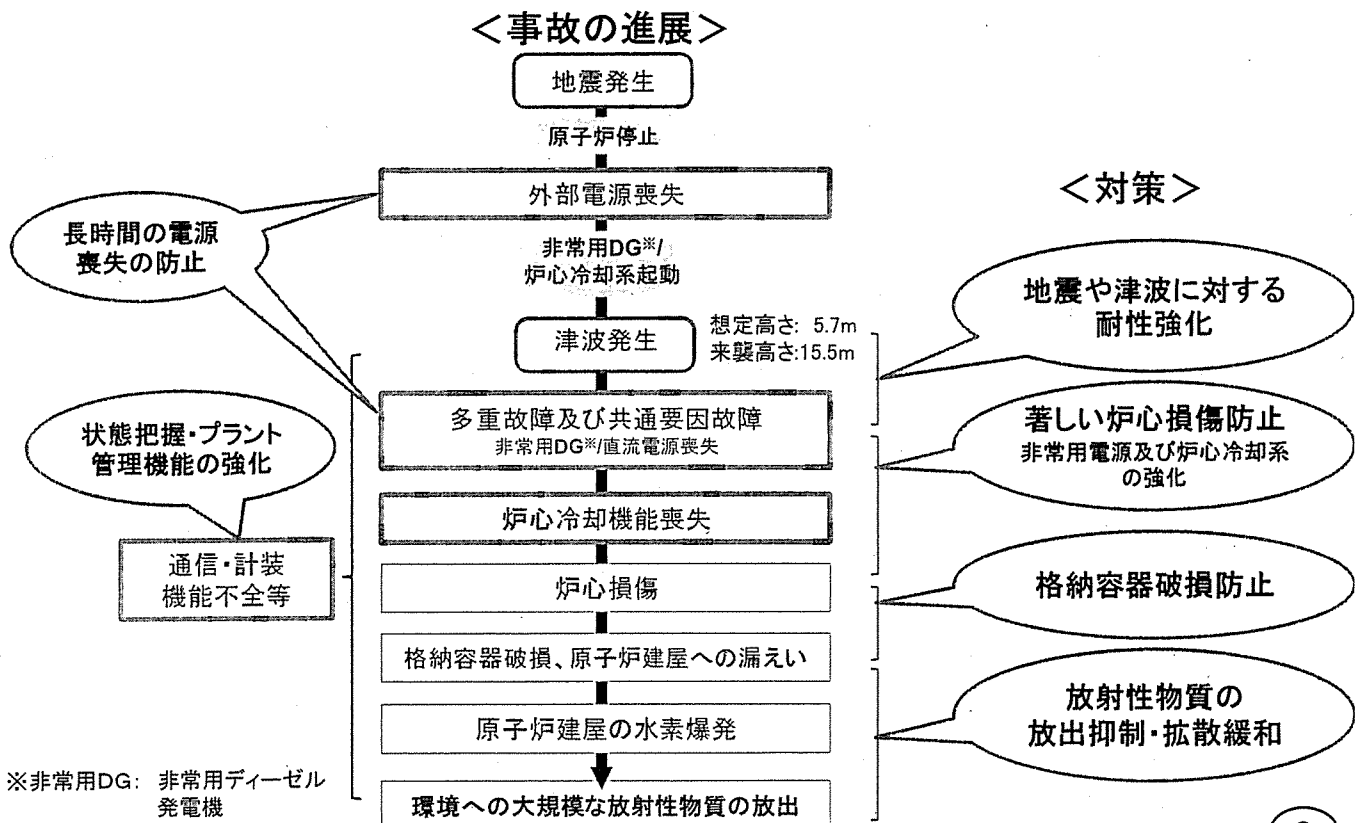
- 外部事象も考慮したシビアアクシデント対策が十分な検討を経ないまま、事業者の自主性に任されてきた。(国会事故調)
- 設置許可された原発に対してさかのぼって適用する(「バックフィット」といわれる)法的仕組みは何もなかった。(国会事故調)
- 日本では、積極的に海外の知見を導入し、不確実なリスクに対応して安全の向上を目指す姿勢に欠けていた。(国会事故調)
- 地震や津波に対する安全評価を始めとして、事故の起因となる可能性がある火災、火山、斜面崩落等の外部事象を含めた総合的なリスク評価は行われていなかった。(政府事故調)
- 複数の法律の適用や所掌官庁の分散による弊害のないよう、一元的な法体系となることが望ましい。(国会事故調)

## 2. 新規制基準の前提となる法改正 (H24年6月公布)

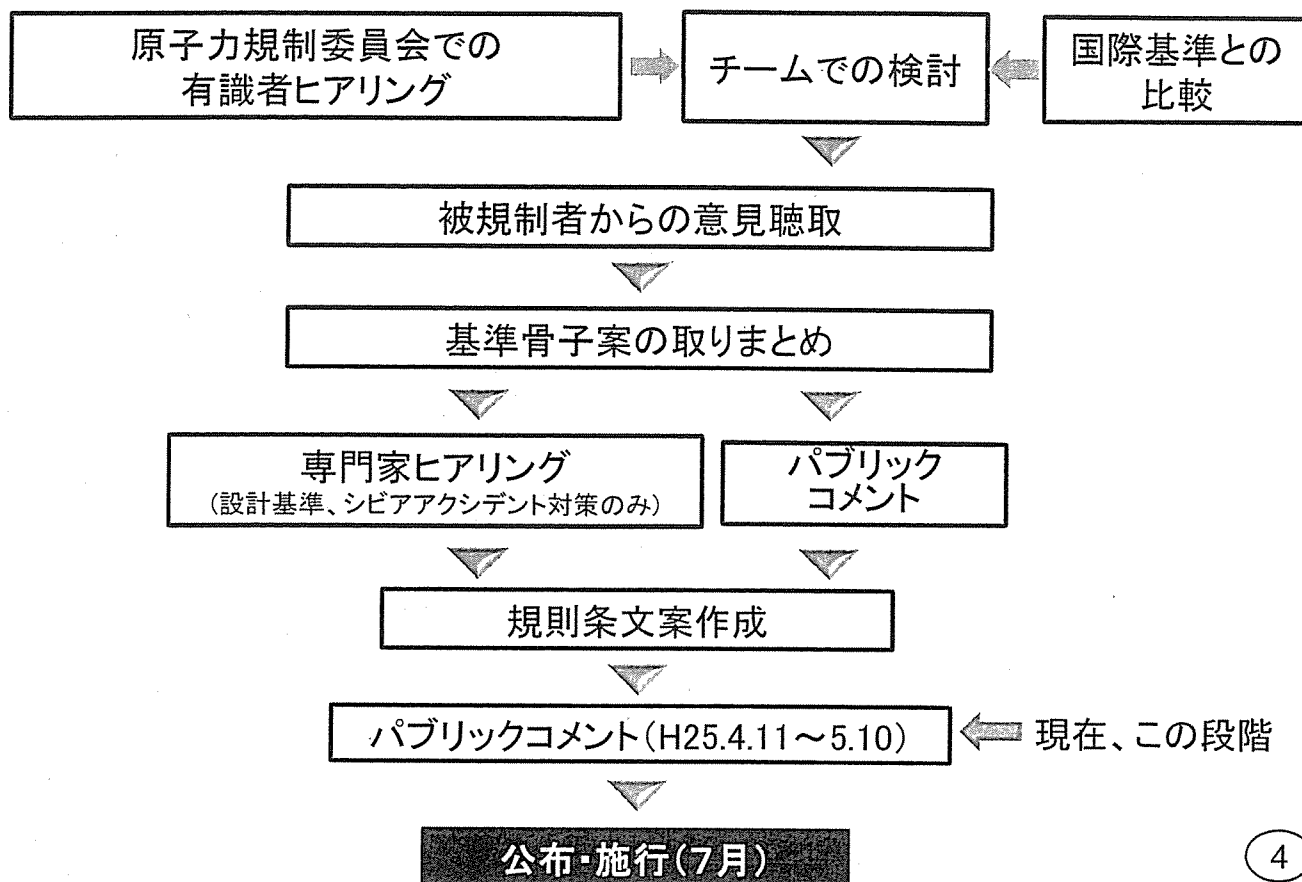
- 法目的の追加
  - ・「大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定」
  - ・「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的」
- 重大事故も考慮した安全規制への転換
  - ・ 保安措置に重大事故対策(シビアアクシデント対策)が含まれることを明記し、法令上の規制対象に
  - ・ 事業者による原子力施設の安全性の総合的な評価の実施、その結果等の国への届出及び公表を義務づけ
- 最新の知見を既存施設にも反映する規制への転換
  - ・ 既に許可を得た原子力施設に対しても新基準への適合を義務づける、「バックフィット制度」を導入
- 原子力安全規制の一元化
  - ・ 電気事業法の原子力発電所に対する安全規制(定期検査等)を、原子炉等規制法に一元化
  - ・ 原子炉等規制法の目的、許可等の基準から原子力の利用等の計画的な遂行に関するものを削除し、安全の観点からの規制であることを明確化

2

## 3. 東京電力福島第一原子力発電所事故の進展と対策の方向性



#### 4. 新基準策定のスケジュール



#### 5. 新規制基準の基本的な考え方

① 「深層防護」の徹底

目的達成に有効な複数の(多層の)対策を用意し、かつ、それぞれの層の対策を考えると、他の層での対策に期待しない。

② 安全確保の基礎となる信頼性向上

火災防護対策の強化・徹底、内部溢水対策の導入、特に重要な機器の強化 (長時間使用する静的機器の共用を排除)

③ 自然現象等による共通原因故障に係る想定とそれに対する防護対策を大幅に引き上げ

地震・津波の評価の厳格化、津波浸水対策の導入、多様性・独立性を十分に配慮

## 6. シビアアクシデント対策、テロ対策における基本方針

- ① 「炉心損傷防止」、「格納機能維持」、「ベントによる管理放出」、「放射性物質の拡散抑制」という多段階にわたる防護措置
- ② 可搬設備での対応(米国式)を基本とし、恒設設備との組み合わせにより信頼性をさらに向上
- ③ 使用済み燃料プールにおける防護対策を強化
- ④ 緊急時対策所の耐性強化、通信の信頼性・耐久力の向上、使用済み燃料プールを含めた計測系の信頼性、耐久力の向上(指揮通信、計測系の強化)
- ⑤ 意図的な航空機落下等への対策の信頼性向上のためのバックアップ対策として特定安全施設を導入

6

## 7. 新規制基準の全体像

<従来の規制基準>

<新規制基準>

炉心損傷に至らないことを想定した  
設計上の基準(設計基準)  
(単一の機器の故障のみを想定等)

自然現象に対する考慮
火災に対する考慮
信頼性に対する考慮
電源の信頼性
冷却設備の性能
その他の設備の性能
耐震・耐津波性能

放射性物質の拡散抑制
意図的な航空機衝突への対応
格納容器破損防止対策
炉心損傷防止対策 (複数の機器の故障を想定)
自然現象に対する考慮
火災に対する考慮
信頼性に対する考慮
電源の信頼性
冷却設備の性能
その他の設備の性能
耐震・耐津波性能

(シビアアクシデント対策)  
新設

強化

強化

7

## 8. 設計基準を見直して強化

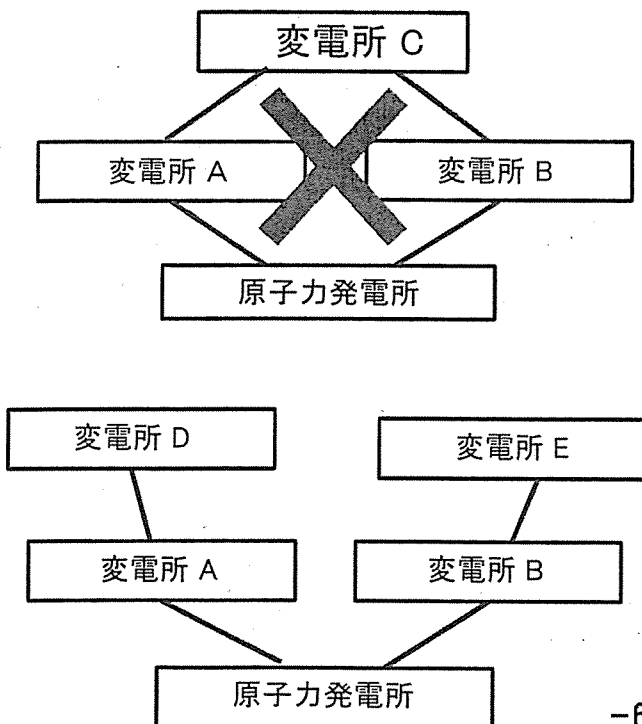
「炉心損傷に至らないことを想定した設計上の基準」  
(設計基準)を見直し

- ① 火災防護対策の強化・徹底
- ② 安全上特に重要な機器の信頼性強化  
(長時間使用する配管等の多重化)
- ③ 外部電源の強化 (複数の回線で異なる変電所等に接続)
- ④ 熱を逃がす系統の物理的防護 (海水ポンプの防護等)
- ⑤ 考慮すべき自然事象として、竜巻、森林火災等を追加

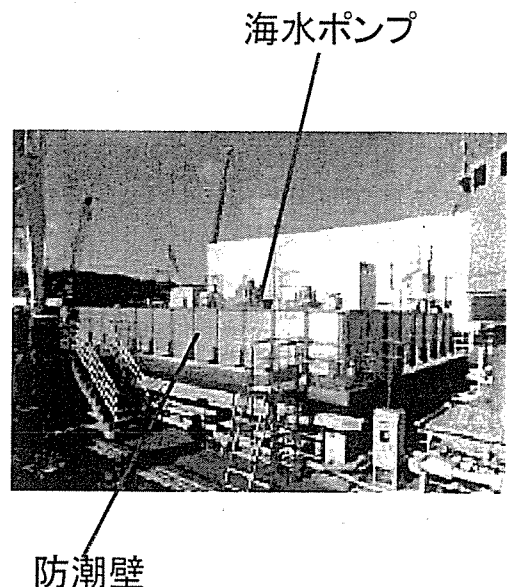
8

### 設計基準の強化の例

1) 外部電源系の強化 (独立した異なる2  
以上の変電所等に2回線以上の送電  
線により接続)



2) 最終的な熱の逃がし場の防護 (海水ポン  
プの防護等)



9

## 9. シビアアクシデント対策(炉心損傷防止対策)

設計上の想定を超える事態が発生したとしても炉心損傷に至らせないための対策を新規に要求

- ① 通常操作による原子炉停止に失敗した場合の対策
- ② 原子炉冷却機能喪失時(原子炉高圧時)の対策
- ③ 原子炉減圧機能喪失時の対策
- ④ 原子炉冷却機能喪失時(原子炉低圧時)の対策
- ⑤ 最終ヒートシンク喪失時の対策
- ⑥ サポート機能(補給水・電源)の確保

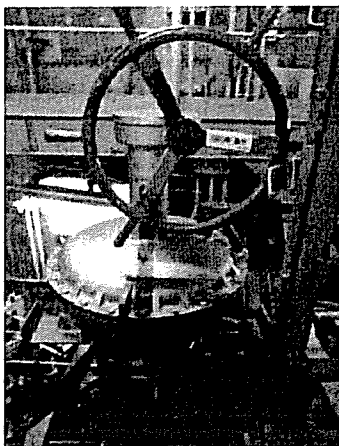
10

### 炉心損傷防止対策の例

#### ○原子炉減圧機能喪失時の対策(PWR)

原子炉を減圧するための弁を手動で開けられるようハンドルを設置するとともに、手順書を整備。

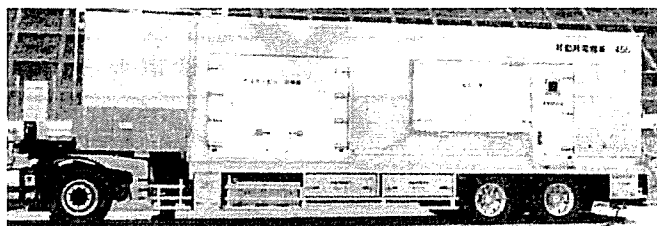
主蒸気逃がし弁の手動操作ハンドル



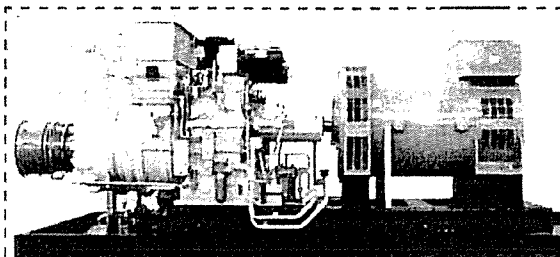
#### ○サポート機能の確保(PWR・BWR共通)

全交流電源喪失に備えた、代替電源設備等(電源車、バッテリー等)の配備。

電源車の高台への設置等



ガスタービン発電設備



## 10. シビアアクシデント対策(格納容器破損防止対策)

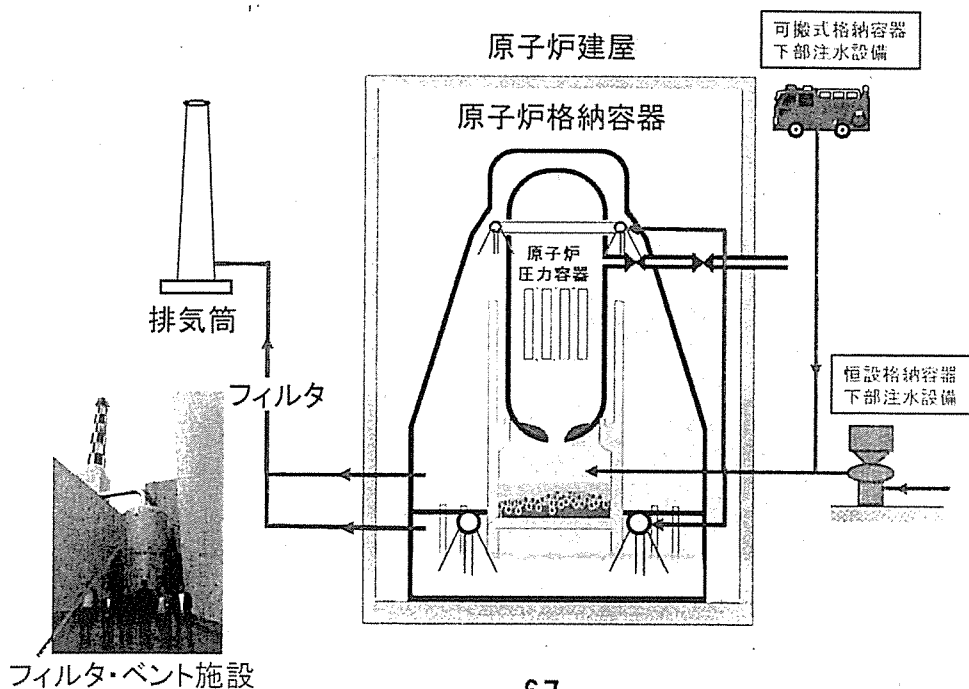
炉心損傷が起きたとしても格納容器を破損させないための対策を要求

- ① 格納容器内雰囲気冷却・減圧・放射性物質低減対策  
(格納容器スプレイ等)
- ② 格納容器の過圧破損防止対策(フィルタ・ベント等)
- ③ 格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却対策
- ④ 格納容器内の水素爆発防止対策
- ⑤ 原子炉建屋等の水素爆発防止対策

12

### 格納容器破損防止対策の例 (BWR)

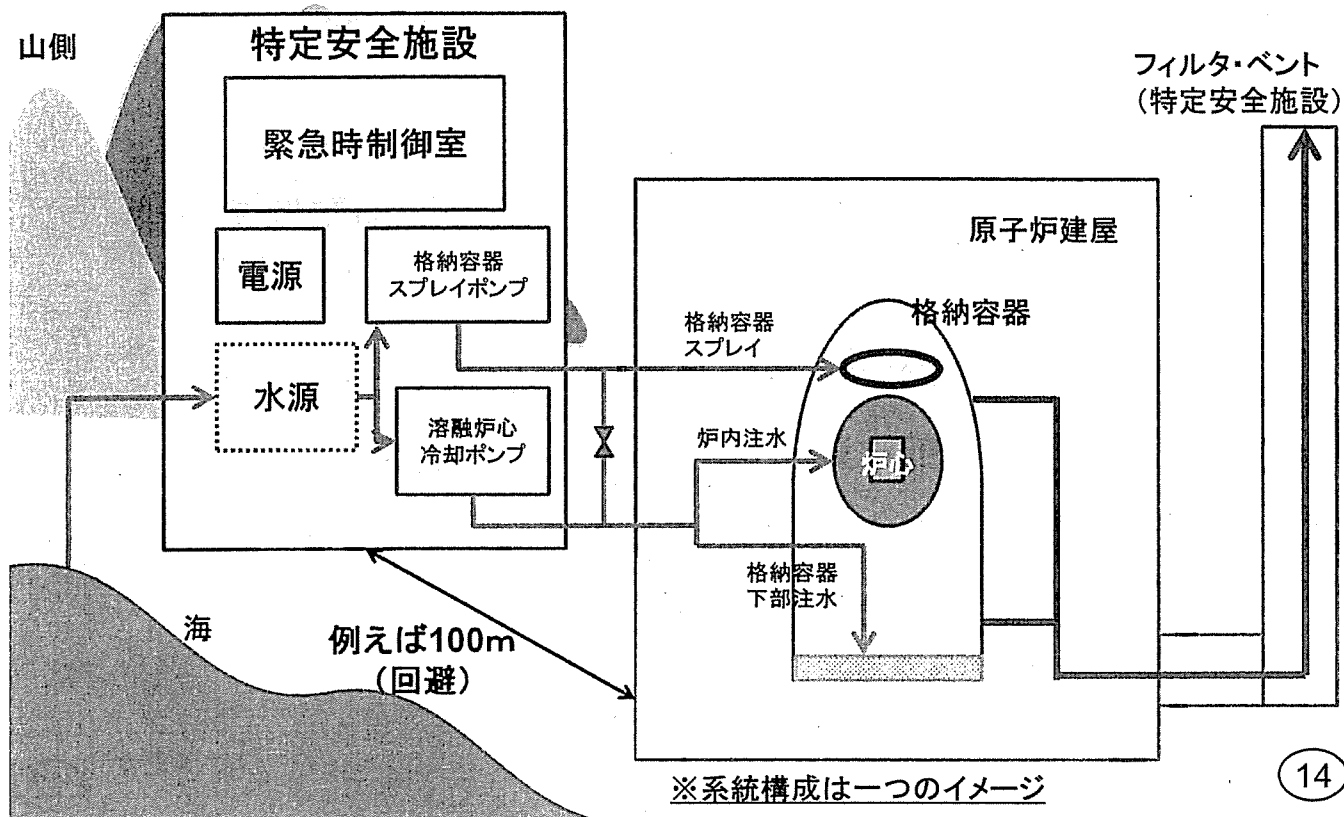
- (1) 水蒸気などにより格納容器が過圧破損することを防止するため、格納容器内圧力及び温度の低下を図り、放射性物質を低減しつつ排気するフィルタ・ベントを設置。
- (2) 溶融炉心により格納容器が破損することを防止するため、溶融炉心を冷却する格納容器下部注水設備(ポンプ車、ホースなど)を配備。



13

## 11. 意図的な航空機衝突などへの対策

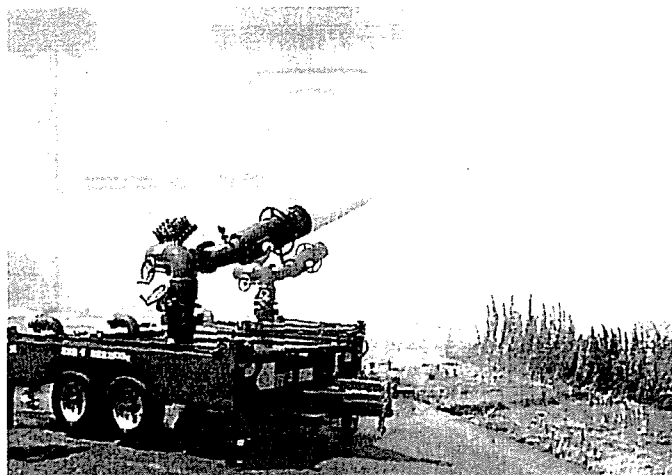
意図的な航空機衝突などへの対策(可搬式設備・接続口の分散配置)のバックアップ対策を要求(特定安全施設(仮称)の整備)



## 12. 敷地外への放射性物質の拡散抑制対策

格納容器が破損したとしても敷地外への放射性物質の拡散を抑制するための対策を要求

屋外放水設備の設置など(原子炉建屋への放水で放射性物質のプルーム(大気中の流れ)を防ぐ)



対策イメージ(大容量泡放水砲システムによる放水)



### 13. 耐震・耐津波性能強化

#### 地震・津波の評価方法の厳格化。特に津波対策を大幅に強化

津波に対する基準を厳格化



既往最大を上回るレベルの津波を「基準津波」として策定し、基準津波への対応として防潮堤等の津波防護施設等の設置を要求

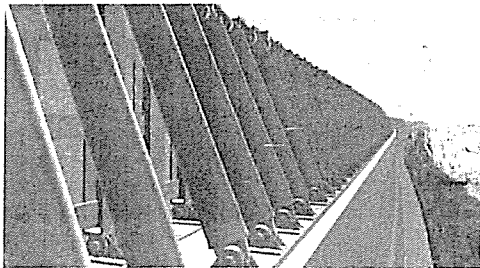
高い耐震性を要求する対象を拡大



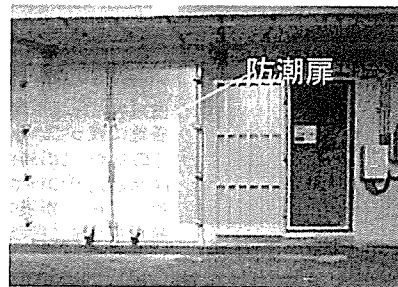
津波防護施設等は、地震により浸水防止機能等が喪失しないよう、原子炉圧力容器等と同じ耐震設計上最も高い「Sクラス」に

#### <津波対策の例(津波防護の多重化)>

○津波防護壁の設置  
(敷地内への浸水を防止)



○防潮扉の設置  
(建屋内への浸水を防止)



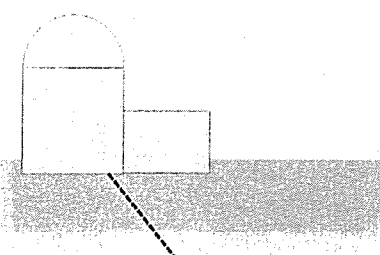
16

地震による揺れに加え  
地盤の「ずれや変形」に対する基準  
を明確化

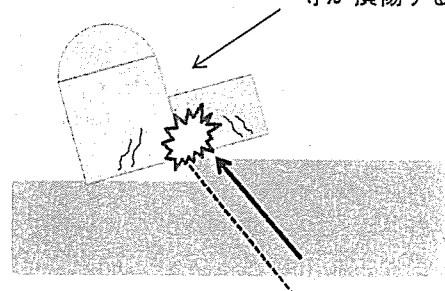


Sクラスの建物・構築物等は、  
活断層等の露頭がない地盤に設置

露頭 = 断層等が表土に覆われずに直接露出している場所のこと。開削工事の結果、建物・構築物等の接地を予定していた地盤に現れた露頭も含む。



断層等が動く



建屋が損傷し、内部の機器等が損傷するおそれ

## 活断層の認定基準を 明示

将来活動する可能性のある断層等は、後期更新世以降（約12～13万年前以降）の活動が否定できないものとし（例示①）、必要な場合は、中期更新世以降（約40万年前以降）まで遡って活動性を評価（例示②）

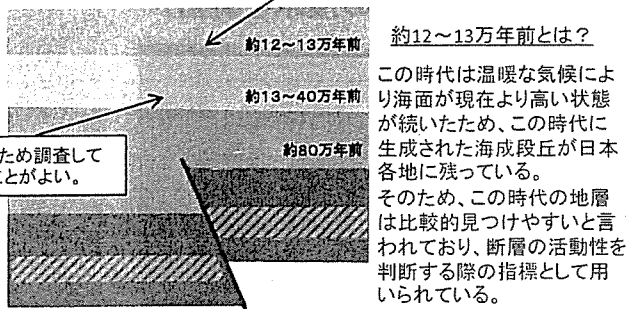
### 例示①

約12～13万年前であることが証拠により明確な地層や地形面が存在する場合

約12～13万年前の地層又は地形面に、断層活動に伴う「ずれや変形がない」ことが確認できる場合は、活断層の可能性はないと判断できる。

なお、この判断をより明確なものとするために、約13～40万年前の地層又は地形面に断層活動に伴う「ずれや変形がない」ことを、念のため調査しておくことが重要である。

ずれや変形がなければ、活断層の可能性はない。



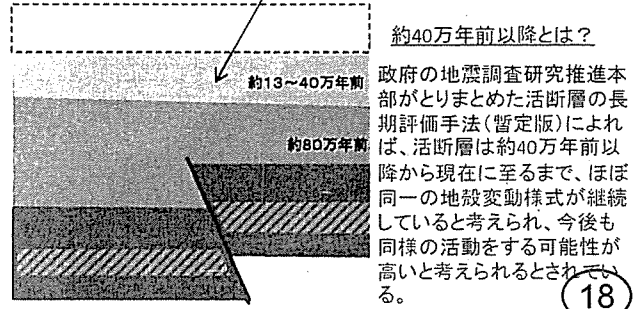
### 例示②

約12～13万年前の地層や地形面が存在しない場合、あるいは、この時期の活動性が明確に判断できない場合

約40万年前まで遡って、地形、地質・地質構造及び応力場等を総合的に検討することにより、断層活動に伴う「ずれや変形がない」ことが確認できる場合は、活断層の可能性はないと判断できる。

この場合、地層又は地形面の年代は約13～40万年前の期間のいずれの年代であっても良い。

ずれや変形がなければ、活断層の可能性はない。



18

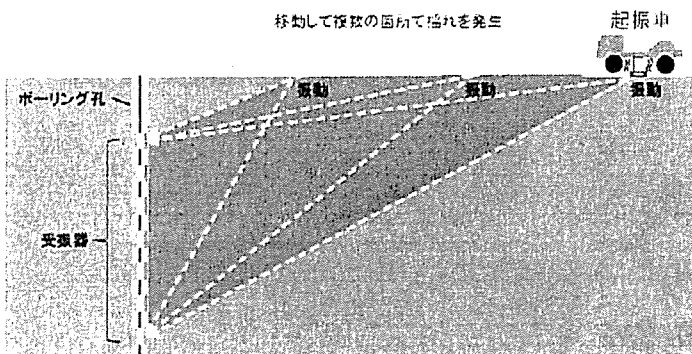
## より精密な 「基準地震動」の策定



サイト敷地の地下構造を三次元的に把握

### 地下構造調査の例

起振車で地下に振動を与え、ボーリング孔内の受振器で受振。解析することで、地下構造を把握。



起振車

# 14. 新規制基準において新たに要求する機能と適用時期(案)

	新たに要求する機能	対策の例示(これと同等以上の効果を有する措置が求められる)	
耐震・対津波機能 (強化される主な事項のみ記載)	基準津波により安全性が損なわれないこと	基準津波の策定、防潮堤や防潮扉の設置	
	津液防護施設等は高い耐震性を有すること	防潮堤や敷地内の津液監視施設の耐震性確保	
	(活断層評価に当たり必要な場合40万年前まで遡ること) (基準地震動策定のため地下構造を三次元的に把握すること) (安全上重要な建物等は活断層の露頭がない地盤に設置)	必要な場合には断層の活動性を詳細に調査 起震車等を用いた地下構造調査 (安全上重要な建物等は活断層の露頭がない地盤に設置)	
重大事故を起さないために設計で担保すべき機能(設計基準) (強化される主な事項のみ記載)	火山、竜巻、外部火災等により安全性が損なわれないこと	火山、竜巻、外部火災等による影響の評価、必要な改造、手順書整備、訓練	
	内部溢水により安全性が損なわれないこと	内部溢水による影響の評価、必要な改造、手順書整備、訓練	
	内部火災により安全性が損なわれないこと	火災発生防止、検知・消火、影響軽減に必要な改造、手順書整備、訓練	
重大事故等に対処するために必要な機能 (全て新規要求)	安全上重要な機能の信頼性確保	安全上重要な配管等の多量化	
	電気系統の信頼性確保	外部電源と回線の独立、開閉所や非常用DG燃料タンクの耐震性確保等	
	最終ヒートシンクへ熱を輸送する系統の物理的防護	海水ポンプの物理的防護等	
	原子炉停止機能	ほうじゅう水注入設備、手順書整備、訓練	
	原子炉冷却材高圧時の冷却機能	RCIC等起動に必要な弁操作のためのバッテリー設備等、手順書整備、訓練	
	原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧機能	減圧用の弁操作のためのバッテリー設備等、手順書整備、訓練	
	原子炉冷却材低圧時の冷却機能	恒設注水設備設置、可搬式注水設備配備、手順書整備、訓練	
	事故時の重大事故防止対策における最終ヒートシンク確保機能	車載代替最終ヒートシンクの配備、手順書整備、訓練	
	格納容器内雰囲気冷却・減圧・放射性物質低減機能	格納容器スプレイ代替注水設備の配備、手順書整備、訓練	
	格納容器の過圧破損防止機能	格納容器フィルタ・ベント設備の設置(BWR)、手順書整備、訓練	
	格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却機能	格納容器下部注水設備の設置、手順書整備、訓練	
	格納容器内の水素爆発防止機能	水素濃度制御設備の設置(PWR)※、手順書整備、訓練	
	原子炉建屋等の水素爆発防止機能	水素濃度制御又は排出設備、水素濃度監視設備の設置、手順書整備、訓練	
	使用済燃料貯蔵プールの冷却、逃へい、未臨界確保機能	可搬式代替注水設備、可搬式スプレイ設備の設置、手順書整備、訓練	
	水供給機能	水源及び移送ルート、移送資機材確保、手順書整備、訓練	
	電気供給機能	恒設及び可搬式代替交流電源の配備、恒設直流電源設備(限設)の増強、可搬式直流電源の配備、手順書整備、訓練	
	留置室機能	炉心損傷時の核ばく評価と必要な資機材、手順書整備、訓練	
	緊急時対策所機能	地震・津波の影響を受けない緊急時対策所の確保、核ばく評価、資機材確保等	
	針状機能	プラント状態の把握能力を超えた場合のプラント状態の推定手段の整備等	
	モニタリング機能	可搬式代替モニタリング設備の配備、手順書整備、訓練	
通信連絡機能	代替電源から給電可能な通信連絡設備配備、手順書整備、訓練		
敷地外への放射性物質の拡散抑制機能	可搬式放水設備配備、手順書整備、訓練		
大規模自然災害や意図的な航空機衝突等のテロリズムによりプラントが大規模に損傷した状況で注水等を行う機能	地震、津波や意図的な航空機衝突の影響を受けにくい場所に可搬式注水設備、電源、放水設備等を分散配置、接続口を複数用意、手順書整備、訓練		



## 原子力防災対策に関する申し入れ

本日、原子力規制庁から説明を受けた、原子力発電所の新たな規制基準が7月から施行される。今後、新規制基準に基づく審査を終えた発電所から順次、再稼動が認められていくことが見込まれる。

一方、発電所の安全対策と対をなすべき、地域の原子力防災対策については、その拠り所となる原子力災害対策指針が未だ完成の域に達していないため、概ね30kmを目安に設定されるUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）内の所在県、関係周辺府県においても、十分に対応できているとは言えない状況にある。UPZ外の地域についても、放射性物質の拡散への備えが必要であることが同指針で明記されているが、その具体的な指針が示されていないため、円滑に対策を進めることが難しい状況にある。

原子力防災対策は、多重防護の観点から、発電所の安全対策のみならず、発電所周辺地域の防災対策にも万全を期しつつ、さらに、放射性物質の拡散に備えた広域的な対策（いわゆるPPAの導入）も含めて、総合的に講じられる必要がある。

以上については、これまでから広域連合として繰り返し申し入れを行ってきたところであるが、新規制基準が制定されようとしているこの時期に、改めて下記の事項について、政府及び原子力規制委員会に対し責任ある対応をされるよう申し入れる。

### 記

#### 1 大飯原発に関する新規制基準の適用について

- (1) 大飯原発については、新規制基準施行前に新基準案に基づく確認作業が行われているが、その適合状況を厳正に確認するとともに、国民にわかりやすく説明すること。
- (2) 確認作業の結果、新基準案への不適合があった場合には、直ちに運転を停止すること。

#### 2 新規制基準について

- (1) 十分な審査体制のもとで新規制基準に基づき安全性を客観的に確認し、厳格な審査を行った上でなければ発電所の運転を認めないこと。発電所の運転を認める場合は、周辺地域の意見や防災体制の整備状況を踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明すること。また、福島第一原発事故の原因究明等により基準に反映すべき事項が明らかになった場合は、速やかに見直しを図ること。
- (2) 信頼性向上のためのバックアップ対策として、特定安全施設（仮称）の設置など新基準施行後5年間の猶予期間が設けられた対策については、猶予期間を設定した理由を国民に分かりやすく説明するとともに、可及的速やかに対策を完了するよう事業者を指導すること。
- (3) 安全上重要な施設に関わる活断層の判断を迅速に行い、その判断根拠について、関係自治体の理解を得るとともに、国民に分かりやすく説明すること。
- (4) 新規制基準については、工学的、技術的な視点だけでなく、従前の原子炉立地審査指針で求められていた原則的立地条件を厳格に継承するとともに、原子炉周辺の環境にも配慮した明確な原子炉設置基準を設けること。

### 3 原子力災害対策指針について

- (1) 今後の検討課題となっている「プルームの影響を考慮した PPA の導入」やプルーム通過時の防護措置となる「安定ヨウ素剤の投与の判断基準の整備、屋内退避等の防護措置との併用のあり方」については、特に広域的な影響が懸念されるため、時期を定めて早急に検討を行い、指針を改正すること。また、SPEEDI の信頼性向上を図るとともに、避難等において SPEEDI や気象予測情報の具体的な活用を図ること。
- (2) 現在、広域連合で関西圏域全体の受入調整を行っている所在県、関係周辺府県の広域避難対策について、実効性ある広域避難計画が策定できるよう、迅速かつ適切に方針を示すとともに、必要な調整を図ること。
- (3) 事業者と UPZ の区域を含む自治体との安全協定について、未締結の自治体と早期に締結するとともに、指針の改定に合わせて柔軟に内容の充実を図るよう、国として事業者を指導すること。また、安全協定によらずとも、これらの自治体と国や事業者との間で平常時から情報連絡や意見交換を行うとともに、安全の確保について地域から提言できる法的な仕組みを構築すること。
- (4) 指針に沿って地域が実施する原子力防災対策については、人員配置や地域の実情を踏まえた自主的な取組も含めて、国において必要な財政措置を行うこと。

### 4 パブリックコメントのあり方について

原子力発電に関するパブリックコメントについては、立地自治体はもとより、万一の場合に被害が想定される自治体については、一般的なパブリックコメントでしか意見が言えないというのではなく、国と地方自治体との信頼構築の意味でも、関係自治体へ意見照会を行うこと。

平成25年5月23日

#### 関西広域連合

連 合 長	井 戸 敏 三 (兵庫県知事)
副連合長	仁 坂 吉 伸 (和歌山県知事)
委 員	嘉 田 由紀子 (滋賀県知事)
委 員	山 田 啓 二 (京都府知事)
委 員	松 井 一 郎 (大阪府知事)
委 員	平 井 伸 治 (鳥取県知事)
委 員	飯 泉 嘉 門 (徳島県知事)
委 員	門 川 大 作 (京都市長)
委 員	橋 下 徹 (大阪市長)
委 員	竹 山 修 身 (堺市長)
委 員	矢 田 立 郎 (神戸市長)

## 「道州制基本法案（骨子案）に対する申し入れ」に係る報告

- 1 日時・応接者 \*申し入れはいずれも平成25年5月10日(金)に実施
  - ① 15:50~17:00 自由民主党道州制推進本部  
応接者：今村雅弘 本部長、佐田玄一郎 顧問、石田真敏 幹事長、  
西村明宏 事務局長、橋本 岳 事務局次長、久世公麿 参与
  - ② 17:30~17:45 公明党政務調査会  
応接者：石井啓一 会長
  - ③ 18:00~18:20 自由民主党政務調査会  
応接者：塩崎恭久 会長代理
- 2 主なやり取り 【〇連合長 ⇒ 応接者】
  - そもそも何のために道州制をやるのか。本来の目的を見失っていないか。  
⇒ 産業振興をはじめ地域経営能力をもった主体をつくり、そこに権限や財源を移したい。それは府県では狭すぎるのではないか。やはり道州だろう。
  - 公表されている基本法案(骨子案)は、都道府県を潰すことだけが明らかで、道州制の詳細な制度設計はほとんどが国民会議に委ねられている。  
⇒ 道州制のイメージは各党や団体でバラバラであり、議論を進めるために共通の「たたき台」を国民会議で作ってもらおう。そのための手続きを定めた法律と理解いただきたい。
  - 市町村のさらなる合併を想定しているのか。現行の市町村を前提とするなら、いまの府県単位で支庁を置くなどその補完のための仕組みを考える必要。  
⇒ 市町村の強制合併をするつもりはない。多くの市町村が現在の政令市並みの権限をもつと想定している。小規模町村の補完などいただいた論点は国民会議で議論。
  - 国出先機関改革の議論も、官僚の抵抗で全く進まなかった。道州制も同じ轍を踏む恐れ。それだけに予め国の役割を具体的に限定しておく必要。  
⇒ 自民党の第3次中間報告での整理を基に国民会議で議論していく。
  - 官僚はしぶとい。ドラスティックに具体的な規定を置かないと骨抜きになる。  
⇒ そうならないような国民会議としたい。
  - ⇒ 関西広域連合を先行的な取り組みの場と想定するには、実績に乏しい。
  - 北陸新幹線のルートをはじめ困難といわれた利害調整にも実績。また国際戦略総合特区の事務局も置いている。我々の取組みについて、(特に首都圏での) アピールが足りないことはあるかもしれない。





## 道州制のあり方研究会について

### 1. 研究会の目的

「国における道州制をめぐる動きに対応して、国主導の中央集権型道州制にならないよう、全国で唯一の府県を越える広域連合として地方分権改革を推進する観点から、道州制のあり方について調査・検討を行い、国に提言するとともに、将来の関西における広域行政のあり方等の検討に資する」(研究会設置要領第1条)

### 2. 設置時期

平成 25 年 3 月 2 日

### 3. 委員名簿

氏名	主な役職	備考
北村 裕明	滋賀大学理事・副学長	
新川 達郎	同志社大学大学院教授	座長
村上 睦	大阪学院大学教授	
山下 淳	関西学院大学教授	副座長

○必要に応じてゲストを招聘

### 4. 検討の方向性

- 国主導で中央集権型道州制の導入が進まぬよう、今後、政府が進めるであろう道州制検討に係る課題・問題点をあぶり出す。
- 具体的な事務に即して、国と地方の扱うべき事務や執行のあり方、国の関与、道州と基礎自治体の関係などについて議論を行う。
- 道州制基本法案の問題点など、演繹的な議論も並行して行う。 など

### 5. これまでの開催結果および今後の予定

(1) これまでの開催結果 ※資料は別冊を参照

#### ○第1回会合

(日 時) 平成 25 年 3 月 23 日 (土)

(出席者) 新川座長、山下副座長、村上委員 (欠席: 北村委員)

[ゲスト] 中村・滋賀大学環境総合研究センター特任教授

(議 事) (1) 検討の方向性およびスケジュールについて

(2) 具体的な政策分野(河川管理)を通じた論点について

○第2回会合

(日 時) 平成25年4月22日(月)

(出席者) 新川座長、山下副座長、北村委員、村上委員

(議 事) (1)具体的な政策分野(産業振興、インフラ整備、森林保全)を通じた論点  
(2)「道州制基本法案(骨子案)」の問題点等

○第3回会合

(日 時) 平成25年5月20日(月)

(出席者) 新川座長、山下副座長、北村委員、村上委員

[ゲスト] 佐々木・中央大学教授

石田・徳島大学大学院准教授

(議 事) (1)大都市圏および小規模市町村との関係から見た道州制の意義や  
課題等  
(2)「道州制基本法案(骨子案)」の問題点等(2回目)

(2) 今後の予定

○第4回会合

(日 時) 平成25年6月17日(月) ※予定

(議 事) 中間報告(論点整理)案について など

⇒ 6月 議会および連合委員会へ中間報告

○第5回会合以降

(日 時) 7月以降(月1回程度開催)

(議 事) 具体的な政策分野の追加など

○年度内(予定※): 最終報告 ※国の動向により変動あり

## 今夏の節電対策について

平成 25 年 5 月 23 日

関 西 広 域 連 合

関西電力管内における電力需給については、今夏を通じて一定の供給予備力が確保される見通しであるが、需給の安定に向けては、定着が見込まれる節電の着実な実施を、府県民や事業者の皆様呼びかけていく必要がある。

関西広域連合としては、今夏の電力需給状況を踏まえ、産業活動やライフライン機能等の維持、高齢者等の健康にも留意しつつ、国や関西電力株式会社と連携・協力し、以下のことを進めていく。

### 今夏の節電の呼びかけ内容

昨年並の節電の着実な実施（平成 22 年夏と比べて 9 %削減を目安）

- 期間：平成 25 年 7 月 1 日（月）～平成 25 年 9 月 30 日（月）の平日  
（8 月 13 日（火）～15 日（木）を除く）
- 時間：9：00～20：00
- 留意事項
  - ・ 産業活動や病院、鉄道などのライフライン機能、都市機能等の維持に支障を生じない範囲での協力をお願いする。
  - ・ 高齢者や乳幼児、体調が悪い方のおられるご家庭には、健康上支障のない範囲での節電をお願いする。

### 1 呼びかけ方法

統一したキャッチコピー、ロゴマーク（みんなで節電アクション）を活用し、関西が一体となって節電に取り組む姿勢を示す。

#### (1) 全般

- ・ 広報紙、ホームページ、メルマガ等による広報
- ・ 関西夏のエコスタイルの推進

#### (2) 家庭への働きかけ

- ・ 効果的な節電メニューをわかりやすく示した節電チラシの作成、ホームページ掲載、配布

#### (3) 産業、業務部門への働きかけ

- ・ 効果的な節電メニューをわかりやすく示した節電チラシの作成、ホームページ掲載、配布
- ・ 関係団体との連携等による節電対策の働きかけ

#### 〔関西電力の取組み〕

- ・ホームページにて電力需給のお知らせ（でんき予報）
- ・ホームページや検針票等にて「節電・省エネのPR」、「はぴeみる電」の加入拡大に向けた取組み
- ・産業・業務部門への取組み
  - 緊急時のネガワット特約（通告調整特約）
  - BEMSアグリゲーターを活用した需要抑制の取組み

#### 2 家族でお出かけ節電キャンペーン

統一したキャンペーンマークを使用するとともに、環境省の地球温暖化防止国民運動事業が推進する「クールシェア」との連携により、広く周知を図る。

#### 3 構成府県市の率直的な取組み

- ・電力使用量の削減（照明の間引き、空調温度管理の徹底など）
- ・ノー残業デーの徹底、サマータイムの実施など
- ・関西夏のエコスタイルの徹底
- ・LED照明・信号機等、省エネタイプの機器の率先導入など

※具体的な取組みは、構成府県市で検討中

#### 4 電力需給ひっ迫時の対応

万一の電力需給ひっ迫時には、国や関西電力と連携の下、関係機関や市町村、府県民等への周知、節電の要請を行う。

#### 5 その他（関西電力との連携）

- ・最大電力と気温の推移や、用途別・地域別の電力量実績の定期的な報告
- ・供給力に支障をきたすトラブルの発生等の連絡（発生次第）

# みんなで節電アクション! (夏のご家庭編)

この夏、関西電力管内では、府県民や事業者の皆様の節電を見込んだ上で、電力不足にはならない見通しです。皆様には、日頃から無理なく節電に取り組んでいただきますよう、ご協力をよろしく申し上げます。

## 今夏の節電のお願い

○内容：昨年並の節電の着実な実施（平成22年夏と比べて9%削減を目安）

※ 目安の数値は、国の電力需給見通しにおいて見込んでいる関西電力管内の定着節電量である  
平成22年夏比▲8.7%を考慮して設定

○期間：平成25年7月1日（月）～平成25年9月30日（月）の平日 9時から20時まで  
（8月13日（火）～15日（木）を除く）

○留意事項

- ・高齢者や乳幼児、体調が悪い方のおられるご家庭には、健康上支障のない範囲での節電をお願いします。

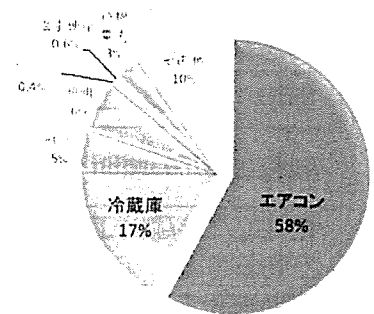


0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23

具体的には、エアコン28℃設定や不要時のこまめな消灯など、昨夏に取り組んでいただいた普段の節電行動を、引き続き着実に実施してください。

在宅世帯の夏の昼間（14時頃）の電気機器の使用例

節電行動の例	節電効果
冷房の設定を26℃から28℃にする。	10%
すだれやよしずで窓からの日差しを和らげる。	10%
エアコンを消し、扇風機を使用する。	50%
冷蔵庫の設定温度を「強」から「中」に変え、扉を開ける時間を減らし、食品を詰め込みすぎない。	2%
テレビは省エネモードに設定し、画面の輝度を下げ、必要な時以外は消す。	2%
日中は不要な照明を消す。	5%



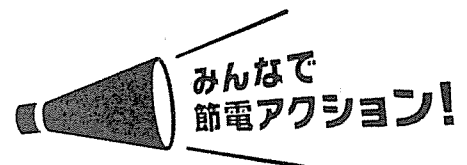
出典：資源エネルギー庁推計

次のようなことに取り組まれると、将来にわたって節電や省エネが継続されます。

- 省エネ性能の高い家電製品、LED照明への買い替え
- 二重窓にするなど住宅の断熱性能の向上
- 太陽光発電や家庭用燃料電池の導入

「家族でお出かけ節電キャンペーン」にもご参加をよろしく申し上げます。

省エネ型ライフスタイルへの転換に向けて、



関西広域連合

# みんなで節電アクション！（夏の産業・業務編）

この夏、関西電力管内では、府県民や事業者の皆様の節電を見込んだ上で、電力不足にはならない見通しです。皆様には、日頃から無理なく節電に取り組んでいただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

## 今夏の節電のお願い

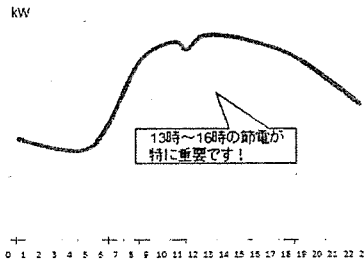
○内容：昨年並の節電の着実な実施（平成22年夏と比べて9%削減を目安）

※ 目安の数値は、国の電力需給見通しにおいて見込んでいる関西電力管内の定着節電量である  
平成22年夏比▲8.7%を考慮して設定

○期間：平成25年7月1日（月）～平成25年9月30日（月）の平日 9時から20時まで  
（8月13日（火）～15日（木）を除く）

○留意事項

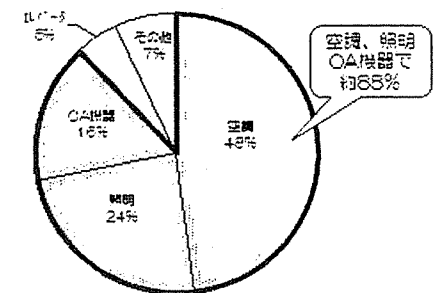
- ・産業活動や病院、鉄道などのライフライン機能、都市機能等の維持に支障を生じない範囲でのご協力をお願いします。



例えばオフィスでは、空調、照明、OA機器における節電対策など、昨夏に取り組んでいただいた普段の節電行動を、引き続き着実に実施してください。

節電行動の例	節電効果
執務室の冷房の設定を26℃から28℃にする。	4%
使用していないエリアの冷房を停止する。	2%
執務エリアの照明を間引きする。	1割につき2～3%
使用していないエリア（会議室、廊下等）の消灯を徹底する。	3%
長時間席を離れるときは、OA機器の電源を切るか、スタンバイモードにする。	3%

一般的なオフィスビルにおける用途別電力消費比率



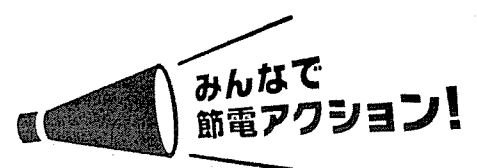
出典：資源エネルギー庁推計

次のようなことに取り組まれると、将来にわたって節電や省エネが継続されます。

- 省エネ性能の高い機器への買い替え・リース替え
- 自然光の取り入れ、照明のLED化
- 太陽光発電やコージェネレーションシステムの導入
- BEMSによる見える化・エネルギー管理

「関西夏のエコスタイル」の軽装勤務にも、ご協力よろしくお願いいたします。

省エネ型ビジネススタイルへの転換に向けて、

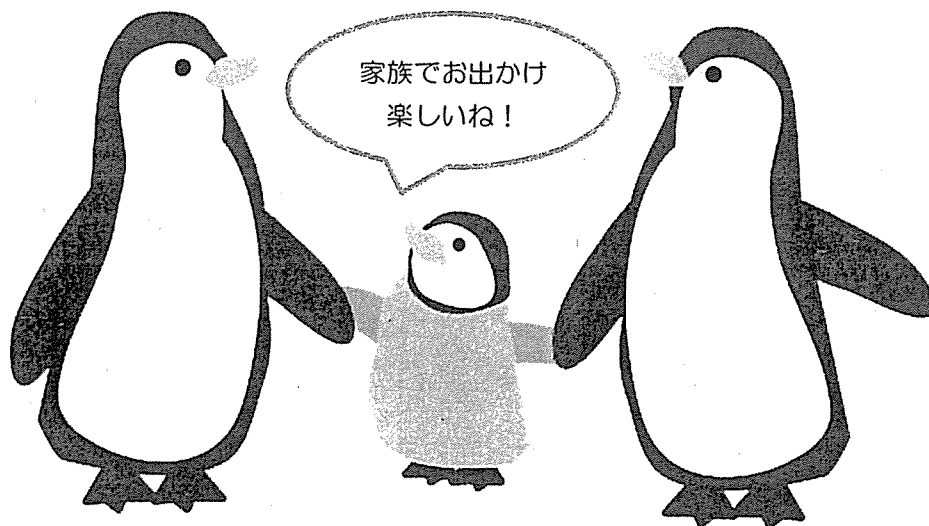


参考

「みんなで節電アクション」ロゴマーク



「家族でお出かけ節電キャンペーン」キャンペーンマーク



WANPUG





平成26年度  
国の予算編成等に対する提案

平成25年 月

関西広域連合

## 目 次

I	地方分権改革の推進	.....
II	広域連合制度の充実	.....
III	双眼構造の経済の構築	.....
IV	首都機能バックアップ構造の構築	.....
V	関西イノベーション国際戦略総合特区等の推進	.....
VI	社会基盤の構築	.....
VII	南海トラフの巨大地震や大規模風水害等大規模災害への対応	.....
VIII	原子力発電所の安全確保	.....
IX	エネルギー政策・地球温暖化対策の推進	.....
X	広域観光・文化振興の推進等	.....
X I	攻めの農林水産業の確立	.....
X II	ドクターヘリの安定的な運航体制の確保	.....
X III	微小粒子状物質（PM2.5）対策の推進	.....
X IV	新型インフルエンザ対策等の強化	.....
X V	東日本大震災に関する被災地支援等	.....